

令和3年度決算特別委員会会議録

令和4年9月22日(木)
(開会) 10:00
(閉会) 15:22

○委員長

ただいまから令和3年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 令和3年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第11号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの11件を一括議題といたします。

第5款、労働費から第8款、土木費について、133ページから158ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております133ページ、農業委員会費、機構集積支援事業については、江口委員より取下げの申入れがっております。

次に、136ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

136ページ、農業費、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金につきまして質問させていただきます。昨今、有害鳥獣の被害がたくさん起こっているということ、私の身の回りでも、お聞きするんですが、令和3年度の実績もあると思うんですけども、過去5年間の推移を含めまして、その辺り(マイクオフ)

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:00

再開 10:01

委員会を再開いたします。

○永末委員

有害鳥獣ですね、イノシシ、鹿の捕獲数について、過去5年間の推移をお願いします。

○農林振興課長

有害鳥獣、イノシシ及び鹿の捕獲数について、過去5年間、平成29年度から令和3年度までの推移でお答えいたします。平成29年度はイノシシが1228頭、鹿が390頭、合計1618頭です。次に、平成30年度はイノシシが1197頭、鹿が483頭、合計1680頭です。次に、令和元年度はイノシシが1248頭、鹿が529頭、合計1777頭です。次に、令和2年度はイノシシが1578頭、鹿が472頭、合計2050頭。次に、令和3年度はイノシシが1221頭、鹿は700頭、合計1921頭です。今年度につきましては、7月末現在の捕獲数になりますが、イノシシが474頭、鹿が193頭、合計667頭となっております。

○永末委員

推移を含めて答弁いただきましたけど、流れとして、やっぱり増えている状況にはあるかと思えます。やはり、捕獲することによって、被害を防ぐための捕獲かと思うんですけど、実際にイノシシでありますとか、鹿による農作物への被害というのが、どの程度生じているのか、その被害の面積及び被害額について、同じく5年間の推移を含めてお尋ねします。

○農林振興課長

有害鳥獣による農作物への被害状況につきましては、福岡県農業共済組合に被害補償につい

て照会した結果から、イノシシと鹿による農作物への被害状況、水稲と豆類の合計でお答えいたします。平成29年度はイノシシによる被害面積11.35ヘクタール、被害金額619万2千円。鹿による被害面積0.27ヘクタール、被害額が27万7千円となっております。次に、平成30年度はイノシシによる被害面積7.37ヘクタール、被害金額743万5千円。鹿による被害面積0.10ヘクタール、被害額が10万4千円となっております。次に、令和元年度はイノシシによる被害面積、6.56ヘクタール、被害金額642万2千円。鹿による被害面積0.81ヘクタール、被害金額51万円となっております。次に、令和2年度はイノシシによる被害面積4.23ヘクタール、被害金額607万2千円。鹿による被害面積0.71ヘクタール、被害金額141万となっております。最後に、令和3年度はイノシシによる被害面積8.71ヘクタール、被害金額964万5千円、鹿による被害面積0.43ヘクタール、被害金額83万9千円となっております。

○永末委員

今の答弁の結果からしますと、過去5年間の推移の中で、大体把握できている被害としては600万円から1千万円の間ぐらいかということだったかと思うんですが、（マイクオフ）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:06

再 開 10:08

委員会を再開いたします。

○永末委員

5年間の経緯を聞きまして、600万円から1千万円の被害が出ているかと思うんですけど、やはりそこで把握されていない被害というのが、かなりあるのではないかと思います。実際に私も、被害が出ているので見てくれということで、見させていただいたケースも何件もございました。やはり田んぼの中に入り込んで荒らすといいますか、ちょっとそういった状況が生じていたりしまして、非常に農家の方からしたら、大変に頭を悩ませているというふうなことでおっしゃっていました。そこで、やはり市としても対策として実施されていると思うんですけども、そちらの内容について、お願いします。

○農林振興課長

市の対策の内容といたしましては、市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行している有害鳥獣駆除員による銃器による駆除や箱わなによる捕獲のほか、国庫事業を活用し、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会において取り組んでおります事業で、侵入防止柵の設置による被害防止策を講じております。今後も、捕獲と侵入防止柵の設置を引き続き進めていき、農作物被害の防止に努めていきたいと考えております。

○永末委員

有害鳥獣の被害の対策として、本市だけでなく、いろんなところでいろんな対策をとっておられるかと思うんですけど、やはり駆除員の方に頼らざるを得ないという状況はあるかと思うんですけど、（マイクオフ）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:10

再 開 10:12

委員会を再開いたします。

○永末委員

有害鳥獣の駆除の本当メインとして働いてくれる方というのは、駆除員の方かと思うんですけども、駆除に従事されている有害鳥獣駆除員の方の人数、平均年齢等につきまして、過去

5年間の推移について、お願いします。

○農林振興課長

市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、市内で有害鳥獣捕獲活動に従事いただいている有害鳥獣駆除員の過去5年間の推移についてお答えいたします。平成29年度は47名で、平均年齢65.9歳、平成30年度は47名で、平均年齢は66.9歳、令和元年度は50名で、平均年齢は69.1歳、令和2年度は47名で、平均年齢は68.9歳、令和3年度は44名で、平均年齢は68.3歳、ちなみに現在、令和4年度につきましては46名で、平均年齢は69.0歳となっております。

○永末委員

答弁で分かりましたように、66歳から69歳ぐらいの年齢の方が平均になるということですが、やはり高齢の状況にあるかと思えます。それです、やはり人数等を伺いしても、ほぼ変わらない状況ですね。50名前後で推移しているような状況ですが、やはりこの駆除員の方の若返りといいますか、新しい方に入っていただいて、やはり入ってすぐに捕れるようになるわけでもないでしょうから、今の段階からですね、ある程度こう確保していく必要があるかと思うんですけど、確保につきまして、今、飯塚市として取り組まれていることはございますでしょうか。

○農林振興課長

狩猟免許等を取られている方は結構おられるんですけど、ほとんどがレジャー目的というか、そういった形で取られている方が多い中で、やはり猟友会のほうと協力しながら、今後の捕獲員の確保についてはですね、努めていきたいと考えております。

○永末委員

最後は要望で終わります。今、課長に答弁いただきましたけど、狩猟の免許というのは、県のほうで出されているかと思えます。実際にこの駆除員として登録される方というのは、猟友会に属されている方で、駆除員のほうを市として指名するといいますか、任命するといいますか、そういった状況かと思うんですけど、その免許を持たれている方を、市として何とか把握していきたいというふうな状況かと思うんですけど、それが実際に申請していただかなくては分からないというふうな状況だと思いますので、ぜひ要望ですけど、県のほうと少し連携をされてですね、免許を取られた方というのは県のほうで把握されているでしょうから、ぜひ県のほうから免許とられた方に対して、地元ですね、地域の駆除のほうにぜひ協力してもらえないかといいますか、そういった要望といいますか、お願い事を、県のほうからしていただけないかというふうな、そういった内容での連携を図っていただきたいと思えますので、ちょっと要望させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長

同じく136ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

今、永末委員から駆除等の質問がございましたが、私のほうからちょっと別の角度で質問させていただきたいと思えます。成果表の72ページに補助金交付事業というのが上がっております。概要としては、効果的に有害鳥獣の駆除を行うものということで書かれております。その中で、一つ、最初にですね、ITCの活用というのがありますが、どのようなものを導入、また活用されておられるのか、お願いいたします。

○農林振興課長

現在、本市は、イノシシや鹿等の有害鳥獣捕獲に取り組んでおります。しかし、有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでいることに加え、有害鳥獣捕獲実施隊員の活動日数も毎年増加していることから、市内各所に設置されているわなの見回りの負担が大きくなっております。この

ことから、令和2年度に罨監視システムを5台、試験導入し、実証実験を行ったところ、操作方法が簡単であること、誤作動がほとんどなく、感知制度についても問題なかったことなどから、捕獲従事者から、そういった意見もありましたので、有害鳥獣捕獲従事者の負担軽減につながると考え、令和3年度に45台をリースにおいて追加導入したものです。罨監視システムの仕組みは、箱穴の扉部分にセンサーを取付け、センサーが扉の閉まる動作を感知すると、あらかじめ登録してあるメールアドレス宛てに通知が届くものとなっております。

○奥山委員

当初5台から45台増設で合計50台ということで、監視員の方の負担が、現地まで毎日毎日見に行かずとも、メールで知らせて、鹿、それからイノシシがかかったのが分かると、これはすばらしい機器だなというふうに思います。その機器を活用することによって、労力が当然軽減されておりますけれども、箱わなの設置数も、それに伴って増設、伸びるというふうに思いますけれども、それと捕獲数ですね、増加したのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

センサーの導入につきましては、捕獲数の増加目的というよりは、あくまでも捕獲従事者の見回り回数の削減による、労力の軽減を目的としておりましたので、見回りにおける負担軽減にはつながったものと考えます。ただ労力が減ったことによって、台数を増やしてみようかという、そういう問合せ等はまだ実際にあっていませんので、それが実際捕獲頭数の増加につながったのかは、今のところ検証されていない状況でございます。

○奥山委員

年配の方々の労力を少しでも軽減するというところで、このICTが入ったんだろうということをおもいますが、わな数も増えていくようにということをお願いいたします。

その導入後の活用状況についてお願いいたします。

○農林振興課長

現在、50台の罨監視システムを導入しておりますが、令和4年3月31日現在、活万台数は33台となっており、有害鳥獣捕獲従事者は44名ですが、実際にセンサーを活用されている方は10名にとどまっております。

○奥山委員

44名の方がおられますけれども、センサーを使っているのが10名だということで、その中身を聞いていきますが、一部の活用がまだですね、10数台、17台ぐらいですか、17台活用されておられませんし、活用されている捕獲員の方も少ないということですが、どのような理由で少ないのか、お願いいたします。

○農林振興課長

活万台数が伸び悩んでいる理由といたしましては、電子機器に対する苦手意識、また機器設置の煩わしさ、それと1番大事なところなのですが、メール自体を実際契約されていない等が挙げられます。

○奥山委員

メール自体、これちょっとですね、なかなか、メールでわなにかかったというのが飛んでくるんですけど、メールされてないと、これは難しいかなということで、してくださいというものなかなか難しいと思いますけれども、そういう状況だということですね。はい。今、挙げられた理由を解決するためには、どういう対策を検討されておられるのか、お願いいたします。

○農林振興課長

今後、活用されていない捕獲員に対しまして、担当職員から、機器の使用方法についてまず丁寧な説明を行い、機器の活用による良さを理解していただき、また、機器設置の補助等も行うことにより、利用促進につなげていきたいと思っております。先ほどのメールの件に関しましても、何か手だてがないか、その辺についても、今、検討しておるところでございます。

○奥山委員

はい、ぜひよろしくをお願いします。最後に要望になりますけれども、まず、機器のですね、50台の設置、それと、当然負担軽減は、これ図られるわけですけども、それに伴って、わなの設置台数も当然増加して、先ほども言われましたけども、捕獲の拡大も、これによって図られるように要望したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長

次に、139ページ、農業土木費、浸水対策事業について奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

引き続きすみません。これも成果表の74ページに、浸水対策ということで、通常の浸水、家屋への浸水、またこれ農業の浸水ということで成果がずっと書いてあります。その中で、年間、20件の目標に対して、前年度が17件、それから本年度が11件ということで、その内容についてお伺いたしますが、どのような工事をされておられるのか、お尋ねいたします。

○農業土木課長

本事業につきましては、農業施設等におきまして、部分的に浸水する箇所を対象に、局所的な補修等の工事を行う小規模な事業となっております。令和3年度に実施しました11か所の工事内容につきましては、主に、既設水路の沈下などによりまして、土砂等が堆積し、流下能力が低下している水路に対しまして、水路の敷設替えや、側壁のかさ上げなどの整備を行い、大雨時における農地への土砂等流入による被害防止を目的に工事を行っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

○奥山委員

2つ目にですね、工事現場、かなり件数があるというふうに、300件程度ですかね、あるというふうに伺っておりましたが、選定や順番、かなり件数がありますけど、どのように順番を決められておられるのか、お尋ねいたします。

○農業土木課長

地元農区や生産組合より、農業施設等における多くの改善要望を受けております。工事場所の選定や順番につきましては、申請者とともに現地調査、立会いを行いまして、緊急性や危険性を考慮し、優先度の高い箇所から順次工事を進めているところでございます。

○奥山委員

現地の方と現場を見ながらという大変な作業があるかと思えます。どうぞよろしくお願いたします。成果表では、毎年20件で11件というふうに進められておりますけれども、令和3年度の工事实績数から見ると、ちょっと少ないように思いますが、何か理由がありましたら、お尋ねいたします。

○農業土木課長

本事業につきましては、小規模な工事となりますので、毎年20件を想定した計画としておりまして、限られた予算枠の中で対応となりますことから、地元関係者との協議によりまして、工事の範囲や、工法の変更などによりまして、1か所当たりの事業費が膨らむこととなれば、それに伴い工事箇所も減ることとなります。令和3年度につきましては、地元からの要望や協議によりまして、当初計画より事業規模が大きくなったことによりまして11件の進捗となったものでございます。

○奥山委員

20件、目標があっても、なかなかですね、工事費用等で11件ということですが、やはり

優先順位もなかなか決めづらいというふうに思います。また、その現地に行けば、大きい工事であったり、小さい工事であったり、それぞれあると思いますけれども、やはり、農家の方、水の取水と、それからまたこの流すというほうですかね、重要になろうかと思しますので、早く言ったけどなかなかできないというふうなことになるように、丁寧な説明、また、工事も早期に終わるように、どうぞよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○委員長

次に、7款、商工費、142ページ、商工業振興費、筑前あかね染協議会補助金について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

142ページ、商工業振興費、筑前あかね染協議会補助金についてお伺いいたします。初めに、筑前あかね染協議会の現状について、どのようになっているのか、お知らせください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和4年8月末日現在の会員数は85名、そのうち市内の会員数は60名、市外の会員数は25名となっております。会員の構成といたしましては、60代以降の皆様が、全体の8割を占めている現状でございます。また、市内大分地区にございます株式会社嘉穂製作所様など、市内外の事業者及びまちづくり協議会など団体の参加も検討されてきておまして、今後も、個人だけではなくて、企業さんや団体など、新規の会員獲得も進めてまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

しっかり周知を含めて進めていただきたいと思えます。令和3年度当初予算では63万4千円を計上されておりましたが、12月の補正で220万5千円を増額計上し、最終的には283万9千円の支出を行っております。当初予算額と増額補正の理由についてお聞かせください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

昨年度、当初予算につきましては、令和2年度の事業実績から、講師謝礼等の報償費や、会員募集のチラシ作成費、啓発活動で使用する、染料等の消耗品費などの計上としておりましたが、実際に事業が進み出しまして、あかね染製品等をつくらうとした場合、または、啓発を行う場合に、指標となる試作品などの製品がないことや、染料の原料となりますあかね草を育成するための植付け地の管理についての費用が必要であると判明しましたことから、12月補正におきまして、啓発用物品として、名刺作成費として10万円、植付け地管理委託料といたしまして46万3千円、試作品の作成委託といたしまして164万2千円、合計いたしまして、220万5千円を増額計上したものでございます。なお、本財源につきましては、福岡県宿泊税交付金を充当しております。

○委員長

午前中はハンドマイクを使用しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○上野委員

名刺や試作品について、どのように作成、使用しておられるのか、教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

名刺につきましては、筑前あかね染を周知するため、4役及び協議会役員用として、筑前あかね染の由来等を記載した名刺を作成しており、本年5月に行われました第130回九州市長会におきまして、名刺交換等をしていただいております。筑前あかね染によるネクタイ及び名刺入れの作成につきましては、あくまで試作品としての扱いではございますが、ネクタイにつきましては、今後の製品化に向けた、染色の濃さや色落ち、縫製作業の確認を行うとともに、10本程度作成をいたしております。名刺入れにつきましては、市内の着物レンタル店との協議により、廃棄予定となっておりました白無垢や帯等を染め上げまして使用するなど、資源の

有効活用に配慮した試作品の作成を行ったところでございます。

○上野委員

あかね草の育成管理については、どのように行っておられるのか、教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

あかね草の育成につきましては、筑徳山口地区の休耕地を利用させていただいております。現在、飯塚市シルバー人材センターに管理を委託しまして、地域の高齢者のシルバー人材センター登録など、地域人材の活用等もあわせて行いまして、地域ぐるみの活動として定着を図っているところでございます。

○上野委員

この筑前あかね染につきましては、日の丸を初めて染めたと言われております。本市が誇る伝統文化でございます。まさに日の丸発祥の地、飯塚です。様々な課題もあろうかと思いますが、本市がしっかり取り組むことで、県や関係機関等にも、この取組についてご理解やご協力をいただけることをご期待申し上げるとともに、多くの市民の皆様が参加しやすい、イベント等もご検討していただきますようお願い申し上げまして、質疑を終わります。

○委員長

次に、142ページ、商工業振興費、飯塚ブランド認定製品支援補助金について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

飯塚ブランド認定製品支援補助金についてお伺いいたします。この制度、令和3年度より始まったと思いますが、そもそもどのような制度に基づいて支出されているものなのか、お伺いいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和3年度より、特産品振興・ふるさと応援課の新設に伴いまして、地元ブランド化推進事業として、市内中小企業事業者が、これまでに生産、加工、製造した商品を、飯塚ブランドとして認定し、本市の知名度の向上と特産品の創出を推進することで、地域経済活性化の振興と中小企業者の支援を図ることといたしました。令和3年度につきましては、17事業者から28製品の申込みがございまして、11事業者、17製品を飯塚ブランドとして認定を行いました。また、本年度につきましては、去る8月30日に審査会を実施したところでございます。後日、経済建設委員会におきまして、結果報告を行えるように準備を進めているところでございます。現状といたしましては、昨年度に認定した製品の各種催事等への出展、出品や、マスコミ等を通じたPR等、本市において周知を図りまして、事業者の販路開拓支援等を行っているところでございます。

○上野委員

この補助金はどのようなものに活用が可能なのか、お知らせください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

飯塚ブランド認定製品支援補助金につきましては、次の3つの事業に活用が可能となっております。まず、商標登録出願事業につきましては、製品の商標登録の出願や、新規商標登録の費用負担について補助するものでございまして、上限額を5万円、補助対象経費の2分の1を補助するものでございます。次に、製品事業化・量産化促進事業につきましては、製品を製造または加工する際に必要となります機械及び器具の購入や借り上げ、あるいは一次産品を活用してブラッシュアップを行うような場合の費用負担について補助するものでございまして、上限額を30万円、補助対象経費の2分の1を補助するものでございます。最後に、出展・出品等手数料補助事業につきましては、市場開拓、または販路開拓を目的としました国内外への展示会等への出展や、出品する際にかかる費用負担について補助するものであり、上限額を25万円、補助対象経費の2分の1を補助するものでございます。

○上野委員

昨年度、11事業者、17製品が認定を受けられたとのことですが、この補助金を活用した事業者がおられるのかどうか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

昨年度、11事業者、17製品認定をいたしまして、そのうち1事業者が、機械器具の購入について申請をされ、補助金の交付を行っております。

○上野委員

もう少し活用しやすい制度に改善等を図るご意向がありましたら、お知らせください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

昨年度、1事業者にとどまった経緯といたしましては、制度を始めたのが11月からと、ちょっと補助事業の実施期間としては短かったことによるものというふうに判断しております。また、認定製品につきましては、1回の申請となっておりますことから、事業者の皆様が、補助申請する機会のご判断を検討しているのではないかと考えております。質問委員がおっしゃられますように、本事業の活用方法や、他の補助助成事業とは一線を画す改善等も鋭意検討していく必要があるというふうに認識しております。まずは、事業者の皆様が本事業をご活用いただいてから、再度、事業者の皆様のご意見を賜りまして、活用しやすい事業制度にしていきたいというふうに考えております。

○上野委員

市内の事業者の皆さんが心を込めて開発した商品を発掘し、飯塚ブランドの認定を行う、そして行政が販路開拓につなげるために広くPR活動等の支援を行う、そのための補助制度もある官民連携のよい事業だと思います。だからこそですが、事業者のためにも、より活用しやすい補助制度にさせていただきたいと思っておりますし、飯塚ブランドに認定されなかった製品並びに事業者等におかれましても、認定を受けなかったから終わりではなくて、今後認定を受けるための何かしらの支援ができるのであれば、ブラッシュアップや活用できそうな補助制度など、次につながるための支援について紹介するような仕組みづくりが必要ではないかと思っておりますが、現在、事業者への周知等はどのように行っておられるのか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

これまでに、飯塚ブランドへの申請を行った市内事業者をはじめとし、特産品振興・ふるさと応援課が訪問等を実施しました事業者には、その都度、ご説明をさせていただいております。現在、メールアドレスを登録いただいております60社ほどの事業者様には、助成金や展示会出展等の情報をメール配信しております。また、これまで同様に市内事業者の皆様への訪問を実施しまして、新たな特産品の掘り起こしを行うとともに、これまで関わりのなかった中小企業の皆様と市内外の事業者様とのマッチング等を行いまして、民間事業者による新たな商品開発等にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。質問委員の言われますとおり、認定されなかった製品につきましても、審査員としてご参加いただいている販売促進等専門の方々との連携を図りまして、今後、本市の認定製品となり得る、あるいは販売促進の一環となるようなブラッシュアップが図れるよう、フォローアップについても行ってまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

つい先日、飯塚ブランド認定審査会の様子がテレビでも紹介されておりました。ブランドに認定された製品が認められるだけでなく、きちんと売上げも伸びていると話されておられた事業者や、製品にかける熱い思いを語っておられる事業者も紹介されておりました。また、これらは飯塚市のPRにもつながっていると感じています。飯塚ブランドの定着に向けて、認定を受けた製品そのものが本当の意味でのブランドとして扱われますように、ブランディングをしっかりと行うことが重要になってくるのではないかと考えております。今後もコロナ禍で売上げ

が伸び悩む中小企業の事業者の皆様への支援を充実させるとともに、その事業所で働く従業員の皆様の生活を守るためにも、働きやすい快適な環境整備が行えるように、経済部が横断的に情報共有をしていただきながら、国・県等の様々な補助制度等を把握し、そして情報発信を行っていただきまして、地域経済の活性化に取り組んでいただきますようお願いを申し上げて質問を終わります。

○委員長

次に、144ページ、商工業振興費、海外経済交流推進事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

144ページ、海外経済交流推進事業費についてお伺いをいたします。本事業につきましては、中小企業者等において深刻化する働き手不足の解消に向けて、市内企業の現状を把握し、外国人雇用促進の仕組みを構築するとともに、高い経済成長率で発展しているアジア諸国を対象とした市内中小企業等の販路拡大や企業進出等の支援を行う事業であるというふうに認識をしております。認識が間違っていたらご指摘をお願いしますとともに、この事業の取組状況及び成果についてお知らせください。

○国際政策課長

令和3年度の取組及び成果につきましては、フェイスブックによる市内企業や外国人等に向けての情報発信、外国人雇用相談窓口における対応、市内監理団体への情報提供を行うとともに、市内の外国人材を雇用している企業や海外展開を行っている企業及び市内全ての監理団体等75社に対してヒアリングを行い、現状と課題を把握することができました。また、海外展開を検討している企業につきましては、JETROや中小機構などの支援機関への紹介や、オンライン個別相談へつなぐなど、公的支援機関と連携しながら市内事業者への支援も行いました。その他、外国人材を受入れている企業にご協力いただき、受入れ事例を追加した外国人材受入れガイドブックを作成し、令和4年度からは外国人材受入れに関心のある市内企業への説明の際に活用しております。

○上野委員

事業を行われていく中で見えてきた課題や、企業からのニーズについては、どのようなものがあるのか、ご紹介いただけますか。

○国際政策課長

外国人材の雇用を促進する上で、受入れしている企業の多くの方から、居住や就労環境の整備や、在留資格変更の際の転職等に関する課題に対して、市からの支援策を求める声がありました。また、海外展開を検討している企業からも、支援機関の支援施策を積極的に活用していきたい、費用が発生する事業の補助があると前向きに検討できるなどのお声をいただき、海外展開に関する支援策構築の必要性を実感いたしました。

○上野委員

これらの成果や課題、ニーズを踏まえて、どのように進めていかれるのか、お聞かせください。

○国際政策課長

外国人材の雇用促進につきましては、引き続き、企業や関係機関へのヒアリングを行いながら、企業からご要望が多かった居住や就労環境の整備、在留資格変更の際の転職等に関する課題を解決するための必要な支援策等を検討してまいりたいと考えております。また、海外進出や販路拡大を検討している企業につきましては、今年度から海外への事業展開を促進するための補助金を新たに創設し、交付を行っておりますので、引き続き、支援機関とも連携しながら、この補助金活用をきっかけに海外展開につながるよう支援をしてまいります。

○上野委員

外国人材の雇用促進や海外展開につきましては、令和元年11月に、私も市長や市内企業の方々とともにベトナムとミャンマーへ渡航し、技能実習生の教育機関等の視察を行わせていただきました。市としてその後、ベトナムやミャンマーからの外国人技能実習生の受入れ促進のため、両国と連携して取り組んでいくなどの考えがございましたらお聞かせください。

○国際政策課長

今年度につきましては、市内の監理団体と情報交換会を行うなど、外国人技能実習生を受け入れる上での課題や取組の情報共有をすることができました。今後も引き続き、定期的に開催していきたいと考えております。また、ベトナムやミャンマーをはじめ、他の国の状況把握に努めるとともに、受入れ促進のために、関係団体とも連携して取り組んでいけるよう進めてまいりたいと考えております。

○上野委員

先ほど申しました視察の直後から、新型コロナウイルス感染拡大により海外からの受入れが難しい状況が続いておりました。しかし、最近では入国制限の緩和により、実習生を受入れしやすい状況になってきていると思います。国内情勢が不安定なミャンマーから日本に技能実習生として来日を希望しておられる方も多いことや、特に人道支援の観点からも、そのような観点も踏まえて、両国からの技能実習生の受入れが進むよう、新たな支援策や関係団体との連携を進めていただくようお願いをしたいと思います。

また、外国人材は単なる労働力ではなく、同じ人間として敬意を持って丁寧な対応をするためにも、できましたら現地確認などを行っていただき、そのことで先方には飯塚市の真心が伝わるといいますし、受入れる企業にとってもさらに安心して受入れができると思いますので、ご検討をお願い申し上げたいと思います。

また、最近の円安の状況を鑑みますと、市内企業にも海外進出のチャンスが大きくなった分野もあろうかと思っておりますので、市としてできる支援を関係機関と連携してやっていただきますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○委員長

5ページと6ページの江口委員の質問は取下げがっておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:47

再 開 10:58

委員会を再開いたします。

次に、8款、土木費、147ページ、土木総務費、住宅取得移住奨励補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

147ページ、土木管理費、土木総務費、住宅取得移住奨励補助金につきまして、6046万円ですね。質問させていただきます。通告させてもらっています私の質問の最後になります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、この住宅取得中奨励補助金につきましては、決算書を見ますと、定住化促進事業費1億362万円の中の一部に入っております。その半分以上、定住化促進事業費の半分以上を住宅取得移住奨励補助金として使われたわけですが、以前から私の一般質問の場などで申し上げてきたんですが、本市の本当の強みとは何でしょうかということ、しっかりとまずは把握すべきではなからうかということ、議論をさせていただきました。その中で、私なりの結論として、市のほうに申し上げさせていただいてきましたのは、本市でのライフスタイルこそが本市の本当の強みではないですかということをおっしゃってまいりました。そこを磨き上げて、しっかりと有効に情報発信を行ってほしいと要望してまいりました。

その本市のライフスタイルが強みだと申し上げる要素として3点を申し上げてきました。1つ目が、本市が筑豊地区の中核都市であるということ。2つ目が、福岡都市圏、北九州都市圏という、2つの政令都市圏が通勤通学圏内にあるという立地の状況、3つ目が、相対的な土地の価格が比較的安価であるということ、この3点を本市の強みを構築している3要素として、申し上げてきました。そしてそこから可能になるであろう飯塚市での暮らし、ライフスタイルというものが、私たちが普通に享受しているそういったものが、私たちが想像している以上に、日本全国の方にとっては大きな魅力だと思いますということをお願いしてきました。一例を挙げますと、東京などでは車でありますとか、持家を持つということは非常に難しいことだというふう聞いておりますし、自然環境と住宅地のバランスというの、本市は絶妙な状況にあると思います。保育所の環境、園庭がすぐ近くにあるというふうな状況も強みでしょうし、先日の一般質問でもさせていただきましたが、学力という部分に関しましても、福岡都市圏に引けを取っていないということで、そこもしっかりとした売りになっているというふうに思います。都市の歴史ということもありますでしょうし、そういった総合力を見ましても、飯塚市というのは非常に魅力的な状況がそろっています。ですので、飯塚市に住んでいただければこんな生活ができるんですよということを、いかにして伝えていくのかというのが、非常に重要ではないですかというふうに何度も申し上げてまいりました。その中で、やはりいいところまで来ているんだけど、もう一押し欲しいというふうなところで、この補助金がつくられたというふうな、そういうちょっと経緯のほうも聞きました。

ちょっとすみません、内容に入っていきますが、筑豊地域の15自治体以外から本市への移住定住を図るということを目的に、この本市に住宅を取得した移住者を対象に奨励金を交付するというのが、この事業かというふう聞いておりますが、やはり知っていただかなくては使えないと思います、この事業の周知につきましては、どのように行われておりますでしょうか。

○都市建設部次長（建設政策課長）

本事業の周知方法につきまして市報、ホームページ、SNSでの発信、移住定住のパンフレットへの掲載、市外の住宅展示場や移住PRイベント等における周知、不動産協会等への周知、あと総合政策課と連携を図りながら実施しております。ちょっと他課になりますが、総合政策課のほうにおいて、本年度、市のプロモーションビデオというのを作成いたしまして、これはもう日本全国的な拠点にプロモーションビデオ等を流して、飯塚市の魅力をアピールしております。

○永末委員

15自治体以外ということでお聞きしております、本市、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町以外のところが対象になるというふう聞いておるんですが、本事業の住宅取得移住奨励の交付を受けまして、飯塚市へ世帯数として何件、また人数として何人の方が移住を実際にされたのか、答弁のほうを求めます。

○都市建設部次長（建設政策課長）

本事業につきましては、令和2年度より開始した事業でございます。年度別にてお答えさせていただきます。令和2年度の交付件数は、世帯数18件、移住人数は54人となっております。令和3年度の交付件数につきましては、世帯数58件、移住人数が140人となっております。なお、年度途中でございますが、令和4年度における6月22日現在での交付件数につきましては、世帯件数が58件、移住人数が188人となっております。

○永末委員

この事業は先ほど申し上げました15自治体以外の、筑豊地域外からの移住ということが対象ということですが、県外、県内のどこの地域、地区から移住が多いのか、お尋ねいたし

ます。また、分かるのであれば、県内は市町村別でお願いします。

○都市建設部次長（建設政策課長）

令和2年度からの交付件数でお答えさせていただきます。令和2年度につきましては、交付件数18件のうち、全てが県内各地からの移住となっております。主な内訳でございますが、福岡市内から7件、糟屋郡から6件となっておりますことで、福岡都市圏からの移住率が72%を占めております。次に、令和3年度の実績といたしまして、交付件数58件のうち、県内各地からの移住が40件、県外からの移住が18件となっております。県内各地からの40件の主な内訳でございますが、福岡市内より11件、糟屋郡から11件となっております。県内の割合では、福岡都市圏からの移住率が55%を占めております。

また、今ご質問のありました県外からの移住元、来られる前の県の名前としまして、上位3県でお答えさせていただきます。1位は佐賀県と大分県でともに3件です。3位は、熊本県の2件となります。ほか10県から飯塚市のほうに移住をしていただいております。なお令和2年度6月末時点の件数につきましては、県内からの移住者における割合は、福岡都市圏からの移住者が半数以上となっております。今年度につきましては、過去に申請がございませんでした大野城市から3件、移住人数5名、福津市からは2件、移住人数9名などの移住もあっておりますことで、この住宅取得移住奨励事業制度の周知活動が、県内外において実りつつあるものと考えております。

○永末委員

詳細に答弁いただきまして、何となくイメージがつかしました。どういうところから、この制度を利用して移住されてきたのかということのイメージがつかしましたが、以外と言ったらあれなんですけど、福岡都市圏からしっかり移住してきてくれているという部分、それとやはり県外といっても、比較的近隣、九州とかがやはり多いんだなというのが、聞いた中での感想です。やはり、この辺りというのはしっかり今後の戦略に絡めていくべきだと思います。

先ほど申し上げました福岡都市圏の方面からの移住が多い理由については、何か分析をされていますか。

○都市建設部次長（建設政策課長）

福岡都市圏への通勤・通学を考える上で、JR福北ゆたか線が本市を通っており、博多駅まで最短で42分で到着すること。また、国道201号八木山バイパスの4車線化での事業が進捗しておりますことで、福岡都市圏への交通アクセスが向上していることなどが考えられ、ほどよい都市としての魅力向上している本市を選んでいただいているものと考えております。また、これまでは福岡都市圏の住宅購入の東端として、篠栗町周辺部までであったエリアが、住宅取得移住奨励事業が後押しとなり、本市を新たな移住先として選んでいただいているものと推察しております。なお、申請された方より提出していただいております年度途中の結果となりますが、令和4年度のアンケート調査の回答におきましても、この制度は飯塚市への移住促進に効果があると思いますかという問いに対しまして、58件中51件の方から、効果があるとの回答をいただいております。

○永末委員

そうですね、おっしゃるようにやはりJRと八木山バイパスというのは、非常に大きいと思います。これからの飯塚市の移住を考える上で、ですので、是非ともその戦略というののもしっかりと考えていただきたいと思います。おっしゃるように今まで篠栗町までしか検討できなかったという方が、その一押しとして奨励補助金があったことによって、その一押しとして、八木山バイパスを越えてきたというふうな部分が、もしあるのであれば、この奨励事業というのは、非常に効果を発揮しているのではないかと思います。

最後に質問のほうをさせていただきますが、事業によって実際にどこから来たのかというのは分かったんですが、飯塚市内のどこに転入しているのかというのは、把握されていますか。

分かりましたら、地区別で回答をお願いします。

○都市建設部次長（建設政策課長）

市内の地区別にてお答えさせていただきます。令和2年度は、交付件数18件のうち、飯塚地区が9件、穂波地区が6件、筑穂地区が2件、庄内地区が1件、穎田地区がゼロ件となっております。令和4年度につきましては、年度途中でございますが、飯塚地区、穂波地区、筑穂地区の順番にて移住先が多い状況となっております。令和3年度につきましては、交付件数58件のうち、飯塚地区が28件、穂波地区が21件、筑穂地区が7件、庄内地区が1件、穎田地区は1件となっております。

○永末委員

すみません、さっき質問が最後と言いましたけどまだありました。すみません。今聞きましたらやはりJR沿線の地域に多いなというふうな印象を受けましたので、そういった部分を外から来られた方が選ばれているのかなど。そういったやはり公共交通の便というのを、かなり重視されているのかなというふうな印象を持ちました。移住者がこの奨励金の制度を知ったきっかけについて分かりますか。アンケート調査等を行われているというふうに聞いていますので、お答えをお願いします。

○都市建設部次長（建設政策課長）

令和3年度の奨励金のアンケート調査結果でお答えさせていただきます。奨励金制度を知ったきっかけで、1番多い順位で、市報、市のホームページが31件、約58%となっております。続きまして、不動産会社からの紹介10件、約17%となっております。親や親戚から聞いたが10件で約17%となっており、この3項目で92%となっております。また、年度途中でございますが、令和4年度でお答えしますと、市報、ホームページが32件、約60%に続きまして、不動産会社からの紹介が9件で17%、その他が3番目で9%となっております。

○永末委員

最後、要望で終わります。今、るる質問させていただきまして、申し上げたいのは、まずしっかりそのアンケートの結果と移住されてきた地域、移住している地区というのをしっかりと分析をしていただいて、今後に生かしていただきたいと思います。この奨励制度につきましては、今議会で補正が組まれているかと思っておりますので、非常に今も好調に推移しているかと思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

1点だけ要望として、やはりこれも前々から申し上げているんですが、本市のイメージアップという部分も含めて、一緒にしっかり取り組まれていくことで、より一層効果を発揮するのではなかろうかというふうにも思いますので、そういったことも、ぜひ考えていただきながら進めていただければと思います。

○委員長

同じく147ページ、土木総務費、定住化促進事業について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

今、永末委員からもありましたけれども、同じ質問であります。かぶらないところを質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私のほうはこの成果表86ページになります。今年度の目標が2千万円ですかね、先ほどありましたように6千万円を超えております。当初予算のときには3600万円で組んでありましたが、6046万円ということで大幅に増額になっておりますけれども、理由は先ほども述べられましたが、申請された方で全ての方に補助金を交付されたのかどうか、お伺いいたします。

○都市建設部次長（建設政策課長）

本事業につきましては、令和2年度より開始した事業でございます。まず、令和2年度の実績から申し上げます。令和2年度につきましては当初予算4500万円のところで、交付件数18件、加算人数20人となり、2千万円の決算でございました。ご質問がありました令和

3年度につきましては、当初予算編成時に前年度の実績等を勘案し、交付件数30件、加算対象人数を60人と見込み、当初予算を3600万円としておりました。年度当初から予想を上回る多くの申請がありましたことで、9月補正により2306万3千円の増額、及びほかの定住事業促進事業費から流用による140万円の増額を行い、交付件数58件、加算対象32人ということで、決算額が言われます6046万3千円になっております。この交付件数の増加による補正を行ったことで、実質上、申請された方につきましては、全て補助金の対象として支給をしております。

交付件数が増えた要因としまして、大分小学校跡地をはじめ、小中一貫校穂波東校周辺など、新たな住宅開発が市内各地で進んでおりますことが推測されますとともに、これとあわせまして移住奨励金の周知活動も令和3年度に2年目を迎えたことで周知が広がったことで、交付件数が増えたものと考えております。

○奥山委員

質問をちょっと2つぐらい飛ばすようになりますが、4つ目になりますけれども、今答弁いただいたように、住宅開発が市内各所で進んでおるといふふうに思いますが、その状況について把握をされておられましたらお願いいたします。

○都市建設部次長（建設政策課長）

令和2年度以降、本市への住宅地として開発行為申請があった件数等についてお答えさせていただきます。令和2年度につきましては、申請件数16件で、戸数とすれば224戸となります。令和3年度につきましては、申請件数19件、戸数として152戸の開発申請がっております。また、今年度におきましては8月末現在でございますが、申請件数8件で合計56戸の開発申請がっておりますことで、市内におきまして各所で多くの住宅開発が進んでいるものと考えております。

○奥山委員

参考資料でもらってございましたが、飯塚から庄内ですね、筑穂も含めて、かなりの場所で開発が進んでおるとございませう。やはり先ほども質問がありましたように福岡都市圏、またそれ以外のところからもかなりの方が移住をされておるんだなというふうに思います。

最後になりますが、要望になりますけれども、この奨励金交付対象者は福岡市や糟屋郡、福岡市都市圏の方が半数以上を占められておられます。今年度まで、申請のなかった先ほど大野城とか福津の方も移住をされているというふうなことで、今後周知活動を幅広く行っていただきたいというふうに思います。

また、現在、国が脱炭素社会に向けて、住宅や建築物における省エネ対策等の在り方、進め方として、戸建てですと、ZEHといいますか、ゼロエネルギーハウスといいますか、それとかビルであればZEBというふうな、ビルのBですけども、これがこれから2030年にもう新築は全てこの形をとっていくということで、ZEHについては、つくるエネルギーと使うエネルギーが差引きゼロになると。これはまた当然、太陽光等が必要になるろうかと思ひますし、新しい家はエアコン2台で、暖房用・冷房用それぞれ1台ずつで、一つの家を賄えるというような、すばらしい家も今どんどんできておるとございませう。今後、太陽光発電を導入することを国も、それからまた東京都においても最近戸建て住宅のパネル設置を2025年度から義務化するというような動きも出ておられます。今後、本市においても、住宅費の購入費だけではなくて、太陽光発電設備に対する補助も検討いただきますよう要望して終わります。

○委員長

次に、150ページ、道路橋梁新設改良費、菰田堀池地区活性化事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

150ページの菰田堀池地区活性化事業費です。旧卸売市場周辺道路整備測量設計委託料の

内容について教えてください。

○都市計画課長

旧卸売市場周辺道路整備につきましては、現在、道路改良工事を一部実施しており、順次進めることとしております。この工事の実施に当たりまして、令和3年度の主な業務といたしまして、測量644万9300円と実施設計委託1837万3300円の委託を実施しており、この合計額が2482万2600円となっております。

○光根委員

既に工事が一部実施とのことでございますが、この道路の今後の予定、お聞かせください。

○都市計画課長

本年中に残りの工事に全て着手し、未整備でありました歩道の設置や右折レーンの設置等、機能向上を図った道路改良工事を来年の令和5年7月中旬までに完了する予定としております。

○委員長

次に、155ページ、下水道費、浸水対策事業について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

私のほうは浸水対策事業ということで、成果表の91ページに成果が発表されておりますので、これに沿って行いたいと思います。よろしくお願ひします。これによりますと、施工箇所数ということで6か所ということで、目標値が定められております。本年実施も6か所ということで100%の達成率になっておりますけれども、6か所以外にもあるのではないかとというようなことを思っておりますので、下水道における浸水対策事業において、3年度実績は6か所ですが、その箇所について、まずお願ひをしたいと思います。

○土木建設課長

成果表における令和3年度の実施施工6か所につきましては、川津地区での水江雨水ポンプ場新設事業、鯉田浦田地区での浦田第一雨水幹線整備事業、下三緒、柏の森地区での下三緒排水ポンプ場新設事業、菰田地区をはじめとする熊添川流域での熊添川流域調整池設置新設事業、赤坂地区での赤坂地区調整池新設事業、横田地区での建花寺川横田排水ポンプ新設事業の以上6か所の工事を実施し、各地の浸水被害の軽減に努めております。なお、水江汚水ポンプ場、浦田第一幹線、下三緒排水ポンプ場以外の3か所につきましては現在、雨水の調整並びに排水の機能が図られているような状況になっております。

○奥山委員

3か所については、引き続きというようなことでしょうか。今後は、どのような事業を行っていかれるのか、お尋ねいたします。

○土木建設課長

飯塚市の浸水対策事業におきましては、平成22年度に策定いたしました飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき、事業を実施しております。今後の計画としましては、現在継続して実施しております水江雨水ポンプ場新設事業、浦田第一雨水幹線整備事業、下三緒排水ポンプ場新設事業の整備をはじめ、平成30年7月豪雨にて甚大な浸水被害が発生しました幸袋地区、並びに、以前より浸水被害が発生して整備も進んでいない堀池、徳前地区での浸水対策に努めていく計画であります。また、基本計画に計上されていない一部の改良等により、浸水被害の解消が図れる箇所につきましては、各所浸水対策工事にて対応しているところであります。

○奥山委員

平成30年7月の豪雨というところで、幸袋から堀池、徳前と言われましたが、早めにやっていただければと思います。

最後の質問であります。そのような浸水対策事業を実施しておられますけれども、どのような効果が出ているのか、それをまた出そうと思われているのか、お尋ねいたします。

○土木建設課長

飯塚市浸水対策事業では、10年確率降雨による対策を実施することで、対策を実施した地区での浸水被害の軽減が図れるものと考えております。

○奥山委員

最後、浸水被害の軽減ということで、私達のところにもいろんな相談が、当然家の前の玄関先まで水が来ると、もうそれは浸水で、家から出られない、家に帰られないという方が、いろんなところにおられます。何とかならないかなというご相談をいただいて相談させていただきますが、解消ではなくて、軽減ということで、これをつくるに当たって聞きましたけども、軽減とはこういうものなのかということが分かりましたが、なかなか難しい内容になるかと思えますけれども、少しでもいろんなところを浚渫といいますか、掘ったり、水の流れをスムーズにさせていただくなど、まだまだやる箇所は、先ほど農業の浸水でもありませんけども、様々あると思いますが、住民の方に寄り添った丁寧な説明がやはり必要になろうというふうに思いますので、今後とも、大変だと思いますけども、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、156ページ、住宅管理費、住宅施設管理事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

草刈りについては、事業量が不足していないか、お尋ねします。

○住宅課長

現在、本市のほうでは、私どもが住宅敷地の作業の際に危険を伴う法面であったりとか、あと急傾斜面、また空き家の庭先については市のほうで負担させていただいております。入居者の方には実際にお住まいの各戸の庭先であったり、共益分の平面の草刈りをお願いしております。ただ、現在、住宅の入居者の方々の高齢化であったり、担い手の不足によって、とても今の入居者の中では、負担が重いというふうなご相談をいただき、職員のほうで対応する場面が度々見られます。そういった中では、実際、事業費としては逼迫した状況になりつつあるというふうに認識しております。

○川上委員

委託料は増額、担当職員も増やすべきではないかと思えます。どうでしょうか。

○住宅課長

今現在、先ほど申し上げましたように、ご相談を受けた市の職員が直接現地のほうに赴き、直接皆様から地域の実情や、入居者の方々にご協力いただける範囲をお伺いするという打合せを繰り返しております。そういった中で、今後の住環境の維持保全の在り方、検討させていただこうというふうに考えております。

○川上委員

古い住宅、草ぼうぼうのところを見たら、飯塚市に転入してこようとかという気持ちも起こらないし、そこに住んでいる人たちの人権というのも侵されていると思うので、これはもう絶対に改善してもらいたいと思えます。

○住宅課長

私ども住宅課のほうでは、今年度より年度当初から職員のほうを派遣した団地名、あと対応箇所、従事職員数、延べ人数で私ども記録しております。この1年間を通じて、どれだけの職員に従事させなくてはならなかったのかというふうな記録のほうをとり、それを基にこれからの環境の維持保全のための検討を差し上げたいというふうに考えております。

○委員長

次に、158ページ、住宅建設費、相田公営住宅建替事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の50ページを読みました。そこで周辺住民との合意形成にどのような努力をしてきたか、しているか、お尋ねします。

○住宅課長

私どものほうでは、地域の中に確かに現在の1棟目の建設用地と計画しております相田公園の存続を望まれる方、そうした様々なご意見をいただきました。そういった中でも、そういった皆さんのご意見を一つのテーブルに乗せ、公共の事業として、優位性を図り、計画どおりに1棟目の相田団地を、現在の相田公園に建設する計画で進めていくという方針を決定いたしました。その中で、皆様には少しでも生活環境への影響を緩和できるよう、建物の配置などで工夫する余地があります、用意がございますというふうな形で、ご説明を差し上げながら、地域へのご理解を今求めているところでございます。

○委員長

ハンドマイクにつきましては、その都度、消毒いたしますので、事務局の職員に渡すようご協力をお願いいたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 11:34

再 開 11:36

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑がないようですから、第5款、労働費から第8款、土木費までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 11:36

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

次に、第9款、消防費から第13款、災害復旧費について、158ページから187ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています159ページ、消防施設費、消防施設整備事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

159ページ、消防施設整備事業費についてお伺いいたします。飯塚市消防団の各分団等の活動拠点として消防団詰所等があると思いますが、これらの施設の老朽化等に伴う維持管理については、どのように行われているのか、また、建て替え計画とその内容について、あわせてご紹介をお願いいたします。

○防災安全課長

まず、老朽化の維持管理につきましてでございますが、毎年全ての詰所等を対象に、詰所建物の外壁や壁、床、天井をはじめとして、一定点検を行い、不具合等の箇所を把握し、優先順位等をつけ計画的に維持補修を行っております。また、詰所の建て替え計画につきましてですが、将来的には、年数の経過に伴い建て替えを検討しなければならない時期が来るというふうに認識しております。現在は、老朽化に伴う詰所の建て替えにつきまして、詰所の建築年、構造等によって異なります耐用年数や点検結果等を考慮して、建て替えの検討を行っております。

現在、建て替え計画等につきましては、飯塚方面隊の第2分団目尾分隊詰所の1か所のみでございます。当該詰所は、昭和43年に木造により建築されたもので、既に耐用年数を大きく超過し、著しい老朽化が認められましたことから、建て替え計画を策定し、昨年度、令和3年度に設計を行っており、今年度、令和4年度に建設工事を行い、今年度中の完成を計画してい

るところでございます。

○上野委員

現在、建て替え計画のある詰所は、目尾分隊詰所1か所ということですが、他の詰所については、耐用年数を過ぎておらず、老朽化はしていないため、建て替え計画はないということなのでしょう。また、老朽化以外の理由で建て替え等を行った詰所があれば、あわせてご紹介をお願いいたします。

○防災安全課長

実際には、目尾分隊詰所以外にも、耐用年数を超過した詰所は数か所ございますが、現時点において著しい老朽化が認められないため、現在、具体的な建て替え計画は策定しておりません。また、それ以外の理由で建て替えを行ったという例につきましては、令和元年度に鯉田交流センターの移転工事に伴いまして、飯塚第2分団鯉田分隊詰所の移転が必要となり、移転建て替えを行った事例がございます。

○上野委員

著しい老朽化が認められないということですが、その判断基準を教えてください。

○防災安全課長

現在のところ、老朽化の優先順位をつけて、いわゆる長寿命化を図っているところがございますので、具体的な基準はございません。

○上野委員

基準をつくったほうがいいと思いますよ。私の地元の例で恐縮なんですけれども、鯉田方面隊第2分団の詰所の現状と課題、どのように認識されておられるのか、教えていただけますか。

○防災安全課長

鯉田方面隊の第2分団詰所は、昭和57年にブロックづくりにより建築されたもので、耐用年数も超過しており、老朽化に伴う内壁のひび割れ等の不具合等も見られておりますが、現時点において著しい老朽化とは認められないことから、点検及び予備的修繕を行い、長寿命化を図りたいというふうに考えております。

現在のところ、お近くの口原橋の架け替え工事というふうな形の部分について、福岡県のほうから情報が上がっております。この工事着工を進めるための準備が進められているということ、本市の建設部局との情報共有により把握はしております。今後より詳細な事業内容把握しまして、消防車の出動の支障の有無を確認したいというふうに考えております。現在のところ課題としているのは、こういうことでございます。

○上野委員

早急に課題把握をしていただいて、もし移転が必要な状況になってくると、もう間違いなく思うんですけど、その際、代替地の確保とは、お考えになられてありますか。

○防災安全課長

現在のところ代替地の確保ということは行っておりません。先ほどご答弁しましたように、詳細な事業内容の把握に努めて、あわせて地域分団との意見交換を進めたいというふうに考えております。

○上野委員

鯉田方面隊第2分団詰所は昭和57年に建築ということで、既に40年ほど経過をしております。耐用年数も、既に超過しているというご説明がありました。また、インフラ整備等による影響が懸念される状況であることも明確であります。今、例に挙げたこの詰所以外にも同様の状況にある施設があると思います。他の施設も含め早急に状況調査を行い、移設等を含めた建て替え計画の策定に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長

ご指摘いただきました各施設の立地条件等の状況調査につきましては、早急に確認作業を進

めたいというふうに考えております。なお、消防団詰所の建て替えについては、先ほども答弁しましたように耐用年数や点検結果等を考慮し、建て替えの検討を行うものでございますので、ご指摘いただいた確認作業の結果も勘案して、今後の建て替えの必要性について、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

次に、10款、教育費、161ページ、事務局費、スクールカウンセラー等配置事業について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

私のほうからは、成果表の96ページにスクールカウンセラー等の配置事業というのがございます。前年度また本年度ですね、前年度が2049件のカウンセラーの相談件数が書かれております。令和3年度、本年度については2362件ということで、かなり増えておりますけれども、カウンセラーの派遣回数が多いかどうか分かりませんが、結果的にケアの必要な児童生徒に対する回数が少なくなっているのではないかなということでお尋ねをいたします。

○学校教育課長

相談や面談等につきましては、対象となる児童生徒の状況に応じまして、計画的に時期や回数を調整して実施をしております。固定的な面談ということはほとんどないのですが、現時点では適切な対応が可能な状況になっております。

○奥山委員

できているというようなことですが、さきにも一般質問で質問させていただきました、登校児童生徒数が363人ということで、この子どもたち全員に対応ができているのかどうか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーが面談を行うのは、不登校児童生徒だけではなく、特別な配慮が必要な児童生徒も対象となっております。何らかの対応が必要と思われる児童生徒につきましては、学校のほうから保護者に対し、スクールカウンセラー等との面談を勧めております。保護者が選ばれた病院、それから施設に通られる場合、それから学校のほうから勧めますが、保護者のほうは面談のほうを希望しないという場合もございますので、スクールカウンセラー等で対応は全ての児童生徒とはなっておりません。

○奥山委員

なるべく、保護者の方の希望等もあると思いますけど、よろしく願いいたします。

次に、不登校生等が毎年毎年増えておるようではございますけれども、現状のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんの人数で対応ができるのかどうか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

委員おっしゃるとおり、この数年で相談件数が非常に多くなってきております。県費雇用のスクールカウンセラーに加えまして、市費雇用のスクールカウンセラーも配置して対応しております。スクールソーシャルワーカーにつきましても、令和3年度は3名の配置でしたが、相談体制の充実を図るために、令和4年度は5名に増員をしております。現時点では、問題なく対応ができていると考えております。

○奥山委員

子どもが、自分を分かってくれているという方を1人でも増やしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

最後の質問となりますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保の取組を、今後どのように行っていくのか、お願いいたします。

○学校教育課長

今後の相談数の増加のほうも考慮しまして、県に対して十分な対応が可能なスクールカウ

セラー数の確保も強く要望していきたいと思います。また、関連部署との協議も必要となりますが、現行の市の単独での配置につきましても、継続して行ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、162ページ、事務局費、給食事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料55ページの説明を求めます。

○学校給食課長

追加資料の55ページをお願いいたします。こちらは文部科学省が公表いたしております、全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会を対象に、学校給食費の保護者負担軽減の実施状況についてまとめたものでございます。保護者負担軽減を実施している自治体数が679、全体の37.9%、実施を予定している自治体数が812、45.3%、実施を予定していない自治体数が302、16.8%、既に実施している自治体数及び実施を予定している自治体数が1491ありまして、全体の83.2%となっております。また、そのうち臨時交付金を活用して実施をしております自治体数が372、54.8%、実施を予定している自治体数が781、96.2%、既に実施している自治体数及び実施を予定している自治体数が1153あり、全体の77.3%となっております。

○川上委員

国の臨時交付金を使ってでも、本市が学校給食費を無償化しようとしなかった理由をお尋ねします。

○学校給食課長

学校給食費につきましては、ご家庭の所得に応じ、負担軽減のための支援措置といたしまして、生活保護制度、就学援助制度がございます。これらの制度を活用していただいた上で、学校給食法第11条の規定に基づきまして、設置者が負担するとされております学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費以外の経費、学校給食用食材でございますが、保護者にご負担をお願いしているところでございます。また、これら制度に該当されないご家庭に関しましては、食材費に相当する負担をお願いしていく考えでございます。

○川上委員

市長、私の質問、課長が質問の意味が分かっていないので、市長、答弁してください。

○片峯市長

コロナでの国からの臨時交付金があつて、それなのに何で、学校給食費軽減ということがその文書にも書いてあつたにもかかわらず、飯塚市はその方策をとらなかったのかというお尋ねだと理解します。確かに、教育委員会と私どもと福祉とあわせて協議いたしました。その方法が果たしていいのかと考えたとき、今、課長が遠回しに答弁したので分かりづらかったと思いますが、端的に給食費を無償化しても、生活状況が非常に厳しい方々は、給食費減免でございますので、市内の約3割の方、3割を超える方が、既に給食費を払わなくていい状況になっておりますので、無償化に、半年無償化とかいうような形にしても、本当に厳しい方々に手が届かないということで、その方策よりも全ての子どもたちに一律3万円の地域振興券を配布すれば、家庭での食材費とかというものの購入に充てることのできるの、ほかの家庭も給食費の支払いの代わりに、そのほうが全体的に家計が助かるだろうと思ひましたし、これを計算しましたら、給食費を例えば半額でとか、半年間と、全額で半年間もそうですが、それよりも、本市の配布した地域振興券は1人の児童生徒に対して大きな金額になるように、3万円という金額を決めたところでございます。

○川上委員

国の臨時交付金をどう使うかだけしか考えてないという答弁ですか。

○片峯市長

お尋ねがコロナの臨交金に対して、しなかったのはなぜかというお尋ねでしたから、そのようにお答えをいたしました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:56

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、162ページ、事務局費、奨学資金貸付基金事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

162ページ、奨学資金貸付基金事業費についてお伺いをいたします。この事業につきましては、経済的理由によって就学することが困難な者に対して必要な学資金を貸し付けることで、等しく教育を受ける機会を与え、有用な人材を育成することを目的とするもので、本制度の運用は、飯塚市の取組の中でも、特に重要な教育施策の一つであると認識をしております。令和3年度現在、奨学資金を活用されている奨学生は何人おられますか。

○教育総務課長

令和3年度末におけます奨学資金を活用する奨学生の人数につきましては、56人となります。その内訳は、高校等区分の奨学生が24人、大学等区分の奨学生が32人となっております。

○上野委員

奨学生の募集につきましては、高校等区分、大学等区分がございしますが、それぞれ募集人数と令和3年度の新規奨学生の応募状況についてお尋ねいたします。

○教育総務課長

まず、募集人員につきましては、飯塚市奨学資金貸付基金条例に基づき、高校等区分は10人、大学等区分は18人となっております。次に、令和3年度の新規奨学生の募集状況についてですが、高校等区分が4人超過の14人、大学等区分が3人超過の21人の応募者がっております。なお、定員を超過した場合につきましては、小論文試験を行いまして、その得点をもって順位を仮決定しております。その後、飯塚市奨学資金貸付審議会を開催し、奨学生の選考の調査、審議を経て、最終的に対象者を決定しております。

○上野委員

決算額の奨学資金貸付基金繰出金59万1千円について説明を求めます。

○教育総務課長

奨学資金貸付基金繰出金につきましては、居住等条件付返還免除型制度により、奨学生が卒業後に飯塚市に住み続ければ、単年度ごとに返還免除となります。拠出した基金の原資を確保するため、返還免除となった額59万1千円を繰出金として、基金へ繰入れするものでございます。なお、令和3年度につきましては、4の方が返還免除の対象者となっております。その額が59万1千円となっております。参考までに、令和2年度の奨学資金貸付基金繰出金は、2の方が返還免除の対象者となっております。その額は28万3千円でありました。対象者の増及び繰出金が増額となっておりますことから、飯塚市への定住につながっているものと考えております。

○上野委員

返還免除型制度の導入については、飯塚市にとって定住人口の増加にもつながり、大いに評価されるべき取組だと思っています。奨学資金貸付基金事業について、今後の考え方等があれば、ご紹介をお願いいたします。

○教育総務課長

飯塚市奨学資金貸付事業につきましては、平成30年度採用者から居住等条件付返還免除型の奨学資金制度へ、平成31年度採用者から入学前に貸付けができる制度へ、令和2年度採用者から独立行政法人日本学生機構の奨学金と併用ができる制度へ改正をしてきました。現状につきましては、特に大学等区分は、年間に要する学費関係の費用が大きいこともあり、授業料が実質無料化となった高校等区分に比べ、毎年、募集人数を超過し、選考から外れる学生が発生しているのが現状であります。今後につきましては、本制度の目的のとおり、経済的理由によって就学する機会が失われることがないように、本制度を持続可能なものとして、適正に運用することを前提としながら、財源である基金運用については、将来設計や計画性を持って事業推進を図ってまいりたいと考えております。

○上野委員

市内1人でも多くの学生の皆さんが、この奨学資金を活用できますよう取り組んでいただくことを要望し、また期待もしながら質問を終わります。

○委員長

次に、164ページ、人権教育費、人権啓発推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料59ページ、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

追加資料の59ページから説明をいたします。59ページにつきましては60ページ以降の目次となっております。60ページから68ページまでが、NPO人権ネット飯塚の定款から始まり、事業報告等で、最後に啓発、68ページに人権ネット飯塚の理事、監事名簿、人権同和啓発推進員及び担当者の名簿となっております。それから、69ページになりますが、こちらのほうに人権啓発事業委託料内訳及び実施状況の3年間分をつけております。これは委託先のNPO人権ネットになっております。それぞれ元年から3年までの分の実績をこちらのほうに掲載しております。最後になりますが、70ページ、こちらのほうに、NPO人権ネットの委託の仕様書をつけております。この仕様書につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの分の仕様書を添付しております。

○川上委員

委託料は市発足からの累計で幾らか、また、昨日の団体補助金の累計は5億円ちょうどですか。

○人権・同和政策課長

まず、NPO人権ネット飯塚につきましては、合併から令和3年度までの合計額で約6億6300万円。それから昨日の人権推進団体の分につきましては、確かに私、約5億円ということで区切っておりましたが、本日100万円単位の答弁にかえさせていただきますので、5億800万円で訂正をお願いいたします。

○川上委員

NPO人権ネット飯塚の資料68ページがありますけども、この中に飯塚市職員が、現職職員がいますか。

○人事課長

ただいまご質問にありました理事、監事名簿の中に、会計年度を含めまして、飯塚市職員と同一の氏名の方がおられます。

○川上委員

市部長経験のOBですか。

○人事課長

ただいまの資料に記載されているお名前の方と、会計年度任用職員を含めまして同一の氏名

の方がですね、同一人ということの確認がとれておりませんので、ただいまの質問につきまして、お答えしかねるところでございます。

○川上委員

同一人である場合は守秘義務の観点から、委託業者ですからね、相手は。その理事ですよ。妥当かどうか、お尋ねします。

○人事課長

NPO法人と非営利団体につきましては、基本的に従事することは可能でありますけれども、先日の一般質問でもお答えさせていただきましたが、就任に当たっては市役所の業務に影響がないかということも含めまして、判断することとなります。なお、NPO法人でありましても、給与等が支出される場合につきましては、所定の手続が必要となります。

○川上委員

交流センター事務室内に、委託業者職員が机を持っているのは個人情報保護の観点から正しいか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:09

再 開 13:09

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

ただいまこちらの68ページに載っている人権同和啓発推進員の方が、啓発センターに机を持っているというご質問でしたが、この方たち専用の机というのは、人権啓発センターのほうにはございません。

(発言する者あり)

○委員長

挙手をして質問してください。

○人権・同和政策課長

交流センターですね。交流センターにもございません。

○川上委員

いいです。

○委員長

次に、167ページ、171ページ、小学校費、学校管理費、中学校費、学校管理費、その他の学校管理費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

成果表の98ページに、小中学校スクールバス運営管理事業というのがございます。当然、スクールバスですから、遠距離通学をされる小中学校の児童生徒さんを乗せるわけですが、最近、事故等が起きておりますので、その安全運行についてちょっとお尋ねをいたします。スクールバスについて児童生徒の安全、安心に対する運行管理については、どのように対策を打たれておられるのか、お伺いいたします。

○教育総務課長

スクールバスにつきましては、一般路線バスとは違い、特定の児童生徒が利用しているため、運行経路や駐車場所、運行時刻等は、発注者である市で決定しております。その運行条件下では、様々な状況を想定しておりますが、例えば、学校行事等での運行時刻等の変更や災害等による不測の事態により変更等が生じた場合においても、関係校、その児童生徒及び保護者等へ対し、連絡調整を体系化し、実践することで、運行面での連絡調整等に行き違いが生じないように徹底しております。また、事業者の務める運行管理につきましても、取組強化の一例では

ございますが、受注者との委託契約を行うに当たり、受注者には、就業規則及び道路運送法第43条3第1号に基づく適正化事業に係る巡回指導通知書及び改善結果報告書の写しを提出していただくなど、安全性の確保に対する取組について、契約締結前に確認するなどの対策を図っております。

○奥山委員

契約締結前に確認するというので、分かりました。それでは、安全性に取り組む状況として、委託仕様書では、具体的にどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

スクールバスは、市内6地区7路線で運行をしております。その委託仕様書においては、それぞれ運行コース等の個別形態の内容のほか、共通する事項で、委託仕様を定め、契約をいたしております。その仕様書の項目には、受注者の責務、安全性に対する取組状況を明記し、受注者と確認をしております。具体的な内容につきましては、乗務員に関することとして、受注者は、乗務員の業務遂行に必要な休憩及び仮眠を十分にとることが可能な休息施設等の保守・管理を実施していること。そのため、受注者には、契約締結前までに、就業規則の提出を規定しております。また、業務遂行のための人員、人材の確保について、過労防止に配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これをもとに乗務割が作成され、休憩時間が適正に管理されていること。また、点呼の際のアルコールチェッカーの使用、使用する車両の日常点検基準を作成し、これに基づく点検を行うことを規定しています。また、運転手の健康管理として、年1回の健康診断の実施と、運転前には健康状態の確認を行い、その記録保存を適正に行うこと。また、乗務員等についての教育として、安全運行に関する教育・研修等を毎年実施することなどを規定しております。なお、契約予算の設定につきましても、安全コストが適切に反映された貸切りバス料金制度に基づくものとしており、関係法令等を遵守した委託仕様といたしております。

○奥山委員

しっかりですね、やってあるというふうに思います。

それでは、スクールバスの運行に当たり、実際、乗務員の方は、児童生徒に乗り降りについて、どのように安全確認を行っておられるのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

受託事業者には、毎月、スクールバスの乗降調査票を提出していただいております。この乗降調査表では、運行日ごとに、各バス停の乗車人数、降車人数を報告する内容となっております。そのため、スクールバスの乗務員は、バス停ごとに、生徒児童が乗車した人数と降車した人数を確認して、記録することとなっております。また、業務終了後になりますが、乗務員は、バス車内に忘れ物等がないか等の確認作業もチェック項目としておりますので、このような形ではございますが、児童生徒の乗り降りについての安全確認を行っております。

○奥山委員

業務終了後とありましたが、学校に着いたときに、忘れ物がないかどうかですね、それから、それぞれの地域の子どもさんを降ろした、1番最後、終点といいますか、そのときも行っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回改めて児童生徒の安全安心については、運行管理等について質問させていただきました。スクールバスの運行については、教育委員会も受注者も、委託内容をしっかり確認しながら努められているというふうに思います。しかしながら、全国的に見れば、信じがたい事故が発生していることも事実です。これは保育所の話ではありましたが、事業者の安全性確保に向けた意識の向上をはじめ、児童生徒が活用する学校現場との連携、それから今後ともより一層のですね、スクールバスの運行について、安心安全を第1に努めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、政府は今回の事故等を見ながら、この10月中に緊急対応策をま

とめる方針というふうに言っております。また、それと同時に、安全装置の義務化を検討されております。これも保育所、幼稚園等だけではなくて、このスクールバスにも当然該当するかもしれませんので、そのときはこれを利用していただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○委員長

次に、168ページ、小学校費、教育振興費、172ページ、中学校費、教育振興費、学力向上推進事業費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

成果表の99ページ、ICTの教育ということで、午前中もICTについては、鳥獣のところで質問させていただきましたが、このICTに関わるいろんな勉強等、かなりいろんな部分で活躍ができるんじゃないかと思えます。この中で少し聞いていきたいというふうに思えます。小中学校のICT教育推進事業については、令和2年度と比較すると、かなり増額になっておりますが、その要因は何なのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

主なものとしては、ICT研究指導員の配置を3名から7名に増員したことによる委託料の増額と、指導者用デジタル教科書などのデジタル教材費の増額によるものでございます。

○奥山委員

増員ということですかね。次に、デジタル教材を使った学習では、どのような効果が上がっておるのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

デジタルドリルには、基礎基本の力の定着を図る問題、応用力を高める発展問題と幅広い難易度の問題がございます。子どもたちは自分の学力の実態に応じた問題に取り組むことができます。それらの問題につきましては、自動採点されますので、復習や自主学習に活用することができます。学習履歴のほうも蓄積されますので、教師は子どもたち一人一人の学習状況等を把握することができ、子どもたちの習熟度に応じた指導をすることができます。また、デジタルドリルの自動採点機能は、教師が採点に要していた時間の削減につながり、働き方改革にも大きな効果が出ております。

○奥山委員

自分で確認できる、また担任の先生も一覧で、タブレットで、どの子がどこまで進んでいるとか、ここが弱いとか、強いとかいうのが、すぐ分かるすばらしい機械だというふうに思えます。使い方によっては、学力の影響が出るのではないかと心配もしておりますが、紙からデジタルに変わったことによる成果というのは、広島大学のアンケートにもありますけれども、どういうふうに見ているか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

委員がおっしゃるように、タブレットや電子黒板等のICT、こちらのほうを使って、これのみを活用して授業を行うのではなくて、これまでのように教師が黒板に大事なことを板書したり、子どもたちが自分の考えや漢字をノートに書く活動を取り入れたりして、授業のほうを行っております。成果としましては、例えば、空間づくりの授業では、電子黒板とデジタル教科書を使うことで、図形を見る方向を自由に変えることができ、子どもたちの理解を深めることができます。また、授業支援アプリを使いまして、子どもたちに自分の考えを入力させることで、教師はすぐにクラス全員の考えを見ることができます。子どもたちがお互いの考えを参考にでき、考え方を共有することができます。このように学習効果の高まりが成果というふうに考えております。

○奥山委員

次に、例えばこの学力がこのように上がったというようなことがあるのかどうか、お尋ねい

たします。

○学校教育課長

1人1台端末の運用が始まってから、まだ2年目でございますので、現時点において例えばテストの点数が上がったというような数値でお示しできる成果はございませんが、ICTの活用によりまして、子どもたちの興味関心、学習意欲を高めることが可能になると考えております。毎年4月に実施されております全国学力学習状況調査においては、学習の中でタブレットなどのICT機器を使うのは、勉強の役に立つと思うかという問いに対しまして、役に立つと思う、どちらかといえば役に立つと思うと回答した割合が、小学校6年生が93.8%、中学校3年生が91.5%となっております、子ども自身が学習効果を感じているというふうに理解しております。

○奥山委員

6年生、中学3年生ということで、学年が上になってくると、やはりタブレット、こういう端末が効果あるというふうに本人たちも考えているということで、広島大学の先生、先ほどちょっと触れましたが、調査を小学生4年以下、それ以上もありますけど、調査をしております。小学生の紙とデジタルの問題正解率というのが出ておりまして、小学校1、2年ですと、紙とデジタル、紙ですと28%、デジタルですと25.8%、1、2年生はデジタルはちょっと不慣れかなということだろうと思います。それから3年生、4年生についても、紙だと48%、デジタルですと44.5%、紙のほうが成績がちょっといいと。これが5年生、6年生になると逆転しまして、紙だと52.9%、デジタルですと55.7%ということで、学年が上がると、このタブレット等の端末を使っていくと点数が上がっていくと。私はなかなかアナログ派ですから、この机の上を見ていただければ分かりますが、紙をいっぱい並べております。なかなかデジタルに疎いところもありますけれども。あと子どもたちが本を読むなら、デジタルと紙とどっちがいいですかというところを聞いております。これは高学年になるほど、紙のほうがいいですよという結果が、私は国語の教科書なんかは、やっぱり紙なんだろうなというふうに思いますので、こういう結果は、6年生、中学3年生はこういう結果が出ていますけども、やはり年代年代に応じた学習をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、ICTの活用によって、今までと違った成果みたいなものがあれば、お願いいたします。

○学校教育課長

ICTを活用することによる学習を通して、情報活用能力の育成につながっていると考えております。学習用タブレットで、学習内容をまとめたレポートやプレゼン資料を作成する場面におきましては、子どもたちが一つのデータを共同で作成・編集を行うことができますので、必要な情報を取捨選択したり、表現方法を工夫したりしながら、協働的な学びを実現することができております。また、ビデオ会議アプリを活用することで、複数の学校での合同授業や他校との交流、専門家による特別授業や意見交換などが可能となりました。このように、これまでの授業ではできなかった新しい形態の学びを実現することはできるようになったことが成果というふうに考えております。

○奥山委員

今、プレゼンというのを聞きましたが、これもうなかなかやる方も少ない、まだこれはビジネスマンであれば、当然やるんでしょうけども、なかなか難しいのを小学校のうちから、また中学校からプレゼンをどんどん使っていく、すばらしいことだなというふうに感心します。

次に、そう言いつつもタブレットに慣れない、苦手な子どもさんもいらっしゃると思いますが、そういう子はどのようになっておりますでしょうか。

○学校教育課長

学習用タブレットは学年に応じた活用のほうを行っております。例えば、学習用タブレット

への文字入力につきましては、低学年はローマ字入力ではなくて、手書きの入力をしております。また、子どもたちが苦手意識を持つことがないように、学習用タブレットを活用した学習の際には、操作の手順を板書したり、電子黒板で操作の様子を映したりしながら、丁寧に進めております。得意としている子どもたちがおりますので、その子たちが苦手とする子どもに教えるなど、子ども同士での学び合う場面も設定をしております。

○奥山委員

子ども同士で教えるというのは、やはりなかなかすばらしいなというふうに思います。その子がまたほかの授業についても、やはり教えることで、また学力、学業が進んでいくんだなというふうに感心をします。

次に、タブレット活用については、数値的に確認できる成果も必要ではないかというふうに思いますが、いかが思われますか。

○学校教育課長

成果の検証が非常に必要だと思っております。例えば全国学力テストの結果等におきまして、情報やグラフを読み取る問題など、問題の項目を絞って、経年変化を検証するなど、ICT活用における成果について検証してまいりたいと思っております。

○奥山委員

ICT、このデジタル化が進んだのは全国的にも福岡、また和歌山ということで、その中でも飯塚はもう全ての子どもさんに行き渡っているということで、こういう成果がグラフ等で、グラフはすぐできるのではないかというふうに思いますが、担任の先生は、すぐできるんだろうというふうに思いますが、活用していただければと思います。

次に、今後の目標や予定がありましたらお願いします。

○学校教育課長

1人1台端末の運用を開始してから、1年が経過して2年目に入っておりますが、学校内の通信状況も安定しまして、学校では日常的にICTを活用しております。現在、次期教育施策の大綱の見直しを行っております、これまでの成果と課題も整理をしております。今後も引き続き、適切な活用方法の検討や活用能力の向上、児童生徒の情報モラル教育の徹底に取り組みたいと考えております。

○奥山委員

最後、要望になりますけれども、デジタル教科書がもう入っているところもあると思っておりますけれども、かなりまた進んでくる。特に英語、算数、国語、社会ですかね、この辺は重要になるのではないかなと思います。私なんかは、英語はしゃべれませんが、これからの子どもは発音もこの端末から聞いて、先生の発音よりもすばらしい発音を端末から聞くというような時代になるんだろうというふうに思いますし、英語についてはこの前も新聞に載っておりましたが、文法ばかりを習ってきた先輩たちは、私もそうですが、それで全然しゃべれないというのがほとんどだろうと思いますけど、これからの子どもは、しゃべることが基本になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ教育で飯塚市は全国、またこの九州中からも視察に來られるというような地域もありますので、どんどん進めていただければというふうに思います。

○委員長

次に、174ページ、社会教育総務費、会計年度任用職員関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料72ページの説明を求めます。

○生涯学習課長

地域活動指導員の採用基準と配置状況推移表でございます。まず、地域活動指導員の採用基

準でございますが、福岡県地域活動指導員設置要綱を踏まえ、意欲を有する人材を採用することを目的に、質問・聞き取りを行い総合的に判断しているところでございます。

次に、地域活動指導員の配置状況推移表でございます。平成24年度から令和3年度までにおきまして、それぞれ12名を配置しているところでございます。その配置場所でございますが、現在の配置名称でお答えさせていただきますと、穂波交流センターが3名、筑穂交流センターが2名、庄内交流センターが2名、颯田交流センターが2名、立岩人権啓発センターが2名、立岩人権センターにさらに1名、これは人権・同和政策課の所属となっております。以上12名が現在配置をなされております。1番下段の各センターの担当というところで4名と8名、記載しております。4名が主に社会教育を担当します。下の付記書きで説明しております5号に関わります業務をしています職員、5号といいますのが、その他本事業が目的とする子どもたちの生きる力を育むための活動に関する企画・立案及び指導という内容になりますが、これに主に関わっている職員が4名、各交流センター等に配属しております。8名の職員が4号及び5号、もしくは4号のみということで、それぞれ配置しているところでございます。資料の説明は以上でございます。

○委員長

4号、人権教育・啓発に係る地域活動指導員8人の人件費は幾らですか。

○生涯学習課長

報酬ベースでお答えさせていただきます。8人分の報酬ベースで1635万7200円になります。

○川上委員

社会保険料を入れた人件費は分かりますか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。お答えすることができません。資料を持ち合わせておりません。

(発言する者あり)

そこまでちょっと資料を調べ切れておりません。申し訳ありません。

○川上委員

その採用に当たって、部落解放同盟幹部及び前任者からの推薦、紹介がなかった例をお尋ねします。

○生涯学習課長

そういうことはあっておりません。

○委員長

次に、179ページ、文化財保護費、発掘調査事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

令和3年度の発掘調査におきまして実施されました内容のご紹介をお願いします。

○文化課長

発掘調査事業につきまして、保存目的の調査として、ホーケントウ古墳及び内野宿御茶屋跡について実施しております。また、開発に伴う調査として、中園遺跡及び後田遺跡において実施しております。合計4か所の調査、報告書の作成を行っております。また、開発に伴う事前確認として1151件のお問合せがあり、うち85件において試掘確認調査を行っております。

○光根委員

4か所の発掘調査を実施されたとのことですが、その成果はどのようなものがあるのか、教えてください。

○文化課長

ホーケントウ古墳につきましては、前方後円墳であるということは分かっておりましたが、

今回の発掘調査により、正確な形と全長が約52メートルであることが分かりました。また、出土した埴輪などから古墳がつくられた時期は6世紀前半であることが判明いたしました。あわせて、これまでの調査により出土した遺物の洗浄、接合・複合、製図などの整理作業を実施しております。

内野宿御茶屋跡につきましては、調査により建物と敷地の範囲が約3900平方メートルに及ぶことや、築造された年代が17世紀前半であることなどが判明いたしました。あわせて、これまでの調査の成果をまとめた調査報告書を作成しております。

また、宅地造成などの開発に伴う工事施工範囲にある中園遺跡及び後田遺跡での調査では、出土した遺物や遺構などから、その集落跡が古墳時代から中世にかけて存続して営まれていたことが明らかとなっております。

○光根委員

これら発掘調査により出土されました埋蔵文化財は、市民にとっては大切な財産だと思います。今後、これらの成果を歴史資料館での展示、または年1回とか2年に1回とか、その報告会の開催など市民に多く触れていただく機会を設けていただきますよう要望いたします。

○委員長

次の江口委員の質問は取下げがっております。

次に、184ページ、保健体育施設整備費、体育館建設事業の総括について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料73ページの説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

新体育館建設事業につきましては、平成29年度に飯塚市新体育館建設基本計画を策定し、平成30年度から事業着手いたしました。平成30年度に測量、地盤調査、土壌調査等を行い、平成30年度、令和元年度の2か年をかけ、基本設計、実施設計を行っております。また、令和元年度は既設の観覧スタンド及び隣接のトイレの解体工事、建設予定地の造成工事を行っております。令和2年度につきましては、建設工事、電気設備、空調設備、給排水衛生設備の工事契約及び工事監理の委託契約を行い、事業を進めてまいりましたが、フミン酸の影響で工事を一旦中止することになっております。その後、くいのはり是正工事を行い、継続費の総額を43億8944万5千円から6億9846万5千円増額し、50億8791万円に増額補正し、期間を1年延長し、令和4年度までとしております。

令和3年度の決算額といたしましては、出来高払いといたしまして建設工事の4億7994万6千円、それとくいのはり是正に係る外構工事の調査設計委託料として77万円を支出いたしております。今後のスケジュールといたしましては、令和4年度の末の竣工を予定しております。令和5年度の早期、今のところ4月の中旬頃を開館の予定といたしております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許し許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第9款、消防費から第13款、災害復旧費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13：40

再 開 13：49

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款、市税、50ページから、第23款、市債、79ページまでの質疑を一括して許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています69ページ、基金運用収入運用状況について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

69ページ、基金運用収入についてお伺いいたします。現在、本市の基金運用は国債のみとなっておりますが、債券の中にもより有利な運用効果が得られるものもあります。運用益の確保という観点から、そのような運用を検討できないのかどうか。また、財政調整基金の積み上げが多額に思えますが、恐らくこの残高には将来に向けた積立ても多々あると考えます。基金をもう少し細分化することもあわせて検討できないでしょうか。

○財政課長

債券運用につきましては、現在、国債のみでの運用となっておりますが、運用益は預金よりも債券の運用のほうが大きいことは明らかでございます。今後は、金利情勢の把握を行い、安全性が確保され、流動性リスクが低いということが前提になりますが、収益性が高い債券による運用方法について、さらに検討を行った上で、債券の種類、運用期間、満期保有などを定めた債券運用の指針の改正も含め、運用益の確保についても図ってまいりたいと考えております。

また、基金の細分化のお話でございましたが、基金につきましては、基金を活用する事業等の目的ごとに設置しておりますが、将来に持続可能な財政運営を引き継ぐという観点から、基金の積立て目的を明確化するような、細分化するような整理も、あわせて検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、76ページ、雑入、余剰電力売電料について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

76ページ、雑入、余剰電力売電料についてお伺いいたします。決算額474万3467円について説明をお願いいたします。

○教育総務課長

令和3年度決算額474万3467円について、太陽光発電を設置しております対象施設は3分類の施設でございます。1つが庄内こども園、1つが庄内の市営大坪住宅、また、学校施設については市立小中学校合わせて19校に太陽光を設置しておりますが、そのうち、売電機能を有する学校施設は12校となります。各施設別年間の売電量と売電収入については、庄内こども園が2688キロワットアワーで1万8774円。市営大坪住宅が6516キロワットアワーで4万5612円。学校施設12校分合わせまして13万2365キロワットアワーで467万9081円となります。

○上野委員

これら全ては公共施設の屋根に設置した太陽光パネルからの売電量というふうに認識しておりますが、間違いはないですね。ただいまお知らせいただきました施設のうち、災害や停電など緊急時において、市民に供給できる蓄電機能を備えた施設はありますか。

○教育総務課長

ただいまご説明いたしました14施設につきましては、市民に供給できる蓄電機能を備えた施設はございません。

○上野委員

近年の異常気象をはじめ、過去に例がないと言われる災害が日本各地で発生しております。重要な社会インフラといえる電力においては、いざと言うときに、市民に配電する蓄電機能を備えた施設整備など、今後、防犯の観点からも、ぜひ検討していただきたいと要望して、質疑を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第1款、市税から第23款、市債までの質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 13:54

再開 13:54

委員会を再開いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています新型コロナウイルス感染症対策に関する事業及び財源に関する総括について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料いただいています。74ページから78ページの説明を求めます。

○財政課長

追加資料の74ページからの資料は、令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策事業の決算額及び財源内訳を、予算成立の時系列順に並べた資料でございます。なお、予算区分につきましては、各事業を初めて予算計上した予算の区分を記載しておりまして、流用や予備費を活用したものにつきましては、既決と記載いたしております。当初予算で28事業を計上しまして、補正予算、既決予算、繰越し予算などにより35事業を計上し、1年を通して市民生活、市民活動の維持、事業継続支援、雇用の維持、公共工事等の前倒しなどの地域経済対策、こういったものを中心とした事業を実施いたしております。

78ページをお願いいたします。左端のナンバー64につきましては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を記載しておりまして、令和3年度は3億8712万3千円が交付されました。その下の欄の合計欄は、令和3年度の事業費総額でございます。決算額は78億7323万1千円でございます。この内訳は、その下の欄に記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象分が、交付限度額と同額の3億8712万3千円で、それ以外の事業分につきましては、その下の欄になりますが、事業費が74億8610万8千円。国、県補助金など特定財源を控除した一般財源の額は5億9618万9千円でございます。この5億9618万9千円が、令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策に必要な本市の実質的な負担ということになります。

○川上委員

新型コロナ対策について、市の令和3年度当初予算編成方針ではどう書いていますか。

○財政課長

令和2年7月30日に発出した令和3年度予算編成方針における、新型コロナウイルス感染症対策に関する記載の内容について読み上げます。「新型コロナウイルス感染症により、これまで経験したことのない対策に傾注せざるを得ない状況となり、今なお、いつ収束するか分からないことからくる鬱屈とした疲弊感が漂っていることも事実である。今後も、継続した適切な新型コロナウイルス感染症対策の必要性を感じている。」ことを前提にしまして、「令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策、疲弊した地域経済対策を行うとともに、自治体間格差が発生する分岐点である今こそ「まちづくりの好循環」を具現化するため、職員一人一人の情熱と創意工夫をもって、「未来への投資」と「持続可能な行政運営」を両立させる予算編成に取り組まれない。」と記載いたしております。

○川上委員

財源についての記載はないですか。

○財政課長

財源につきましては、特に記載をいたしておりません。

○川上委員

その後、当初予算が成立し、補正を繰り返していくわけですが、今回、決算に当たって、自らはどう評価していますか。

○財政課長

令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策事業の評価ということだと思いますが、本市における新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、国、県の支援策では行き届かない、不足していると思われる本当に困られている方を支援したい、地域経済の安定化を図りたいという思いで、ワクチン接種事業や自宅待機買物困難世帯支援事業など、感染症拡大防止対策、市民生活・市民活動の維持、それから、地域経済の安定につながる事業継続支援、雇用維持、公共工事の前倒しを中心とした予算編成を行っております。また、コロナ禍、それからその後のスタンダードになると思われる新しい生活様式への対応などについても予算を編成いたしました。国による生活に困窮されている方に対する給付事業や、市独自で実施する市民生活・市民活動の維持、地域経済対策について、その時々状況に応じた必要な予算を編成し、時機を大幅にはずすことなく執行できたものと考えております。

○川上委員

片峯市長、市長は市民の市政に対するこの分野での評価、どこでどのように聞きましたか。

○片峯市長

どこでといたしますか、市民の声で私に入ってきますのは、まず、残念ながら令和3年度ではないんですが、コロナの感染が広がった当初に、国、そして他自治体に先駆けて、これは議会にも臨時議会を開催いただきまして、早く対応できました市民生活への、また市民への応援事業については、飯塚市はすぐに対応していただいて、ありがたいという声をいただきました。また、その中で、いろいろな声の一部については、昨日、質問者の質問にお答えしましたように、一生懸命やっているつもりであります、なかなか届いていないところも、また、私の配慮が不足したところもあったのかなというように、総合的には評価をしています。

○委員長

次の川上委員の質疑は取下げがっております。

次に、総括、働き方改革について、職場等の環境整備について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

働き方改革と職場等の環境整備について4点お伺いするようにしておりますが、これは一括して続けてよろしいですか。

まず、就業時間についてであります。飯塚市職員の就業時間につきましては、飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条の規定によりまして、基本勤務時間を午前8時30分から午後5時15分までと定められておりますが、その理由をお聞かせください。

○人事課長

職員の勤務時間につきましては、地方公務員法第24条に規定がなされておきまして、同条第4項におきまして、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない。」また、同条第5項におきまして、「勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」とされております。

本市におきましては、平成28年度までは、勤務時間を8時30分から17時までとし、その間の休憩時間を12時15分から13時までの45分間といたしておりましたが、職員の心身の疲労の回復、国や他の地方公共団体との均衡の原則の観点から、平成29年度から、勤務時間を8時30分から17時15分までとし、その間の休憩時間を12時から13時までの1時間といたしたところでございます。

○上野委員

現在、就業時間を午後5時ではなく、午後5時15分までと定められております。たった

15分と思われるかもしれませんが、家事や育児、介護に携わっておられる職員の皆さん方にとりましては、ちょうど交通渋滞等に巻き込まれたりすることによって、帰りの帰宅時間が読めずに、不安を抱いていらっしゃる方も多いというふうにお聞きしております。このような職員の方々に対しての対策は何か講じられておりますか。

○人事課長

育児や介護の特別な事情を有する職員に対しましては、飯塚市休憩時間の短縮に関する特例措置実施要領を定め、職員からの申出があり、公務に支障がないと認められる場合には、1時間の休憩時間を45分に短縮し、勤務時間を午後5時までとする対策を講じております。当該制度の対象者は、会計年度任用職員を含む全ての一般職の職員でございます。1か月以上継続して小学校就学始期に達するまでの子を保育施設へ迎えに行く必要がある場合、1か月以上継続して小学校に就学している子を放課後児童クラブへ迎えに行く必要がある場合、配偶者や親族を2週間以上の期間にわたり介護する必要がある場合に申出ができることとなっております。

また、令和3年4月には、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、1日の勤務時間であります7時間45分を確保しつつ、勤務開始時間を最大1時間繰上げもしくは2時間45分繰り下げることのできる早出遅出勤務制度を構築し、多様な働き方の推進に努めているところでございます。

○上野委員

今、ご答弁の中にあつた早出遅出勤務制度については、全ての職員対象ということによろしいですか。

○人事課長

正規の職員及び再任用職員、任期付職員、会計年度職員を含みます。

○上野委員

この早出遅出勤務制度を利用できない部署はないですね。

○人事課長

ございません。

○上野委員

よろしくお願いいたします。

続けて、コンプライアンスの徹底についてお伺いをいたします。令和3年度において、職員倫理条例第6条に規定する禁止行為等に違反するような事案は発生しておりませんか。

○人事課長

調査を行ったわけではございませんが、職員に対し、機会あるごとに「綱紀の厳正な保持について」の通知をしており、当該通知におきまして、法令順守、事業者等と接触する際は、市民の批判や誤解を受けるような行動は厳に慎むよう明示をいたしております。また、飯塚市職員倫理条例及び飯塚市職員倫理条例施行規則におきまして、職員の倫理行動基準を定めるとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触、その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の順守すべき事項を定めております。また、当該条例におきまして、職員に対し不正な働きかけが行われた場合は、直属の管理監督者に報告を義務づけております。

このようなことを勘案し、禁止行為等に違反するような事案は発生してないものと思慮いたしております。

○上野委員

ありがとうございます。ごめんなさい。先ほどの就業時間の規定については、改めて皆さんに周知しておいてください。お願いします。

今、答弁の中にありました利害関係がある者、利害関係者とは具体的にどのような方々なの

か、お知らせいただけますか。

○人事課長

飯塚市職員倫理条例制定の基となりました飯塚市職員倫理規程におきまして、利害関係者を規定しておりますが、利害関係者とは、職員が職務として携わる事務の相手方として、許可等を受けて事業を行っている事業者や個人、補助金等の交付を受けている事業者や個人、立入り検査または監査を受ける事業者や個人、不利益処分をしようとする場合の名宛て人となる事業者や個人、行政指導により一定の作為または不作為を求められている事業者や個人、契約の締結もしくは申込みをし、または申込みをしようとしていることが明らかな事業者や個人、入札に参加するために必要な資格を有する事業者でございます。

○上野委員

職員の皆さんが、私ども議員と飲食を共にすることは、職員倫理上どのように認識されておられますか。

○人事課長

職員倫理条例における禁止行為は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止、制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触の防止などが定められております。これらの利害関係者と共に飲食することは禁止とされておりますが、この利害関係者に議員の方は含まれておりません。

しかしながら、その場に利害関係者が同席している場合は、職員倫理条例施行規則第4条第8号の規定に抵触することとなりますし、飲食の席において議員の方々から公正な職務の遂行を妨げる行為などの不正な働きかけがありましたら、職員倫理条例第7条の規定に抵触する行為であり、第8条の規定に基づき、これを直属の管理監督者へ報告しなければならないとされております。

○上野委員

ただいまご紹介がありましたような事例や、例えば助成金の不正受給など様々な不正行為を知り得た者がなすべき行動とは、どのように定められておりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:12

再 開 14:14

委員会を再開いたします。

○人事課長

申し訳ございません。公務員の告発義務といたしまして、刑事訴訟法第239条第2項に規定がなされております。

○上野委員

嘉麻市や旧穂波町、穎田町などには、議員等の2親等以内の親族に対して、請負禁止規定や条例が設けられておるようですが、現在の飯塚市には同様の規定等はございますか。

○人事課長

政治倫理条例におきましては、ただいま質問委員が申し上げられました規定はございません。

○上野委員

職員倫理条例に戻りますけれども、公正な職務を遂行するためにどのような対応をしているのか。事案が発生していないというご答弁をいただきましたが、どのように把握されているのか。また、実態調査は行われているのかどうか、お伺いいたします。

○人事課長

先ほどご答弁いたしましたことと重なりますけれども、職員に対しましては、機会あるごとに法令順守、市民の批判や誤解を受けるような行動は厳に慎むよう綱紀の厳正な保持について

の通知を行っております。その綱紀の厳正な保持につきましては、所属長会議においても周知いたしておまして、各所属職員に対して周知や注意喚起、また、日々の業務の中で誤解を招く行為を行っていないか確認するなど、各所属においても対応をいたしております。事案の発生につきましては、飯塚市職員倫理条例及び同条例施行規則を制定し、職員の倫理行動基準をはじめ、禁止行為の明示をしておりますので、それらを職員が順守することで、事案発生の抑制につながっているものと考えております。また、事案発生の把握につきましては、職員に対し不正な働きかけが行われた場合は、直属の管理監督者に報告することとなっておりますので、それにより把握することができることとなっております。

実態調査ということでございますが、そのような方法もあるとは思いますが、これまでの取組により公平な職務遂行を確保しておりますので、今後も同様の取組によりまして、公平な職務の遂行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

実はですね、市民の方から職員のコンプライアンスに関わる行動について具体的なお話がございました。お1人ではなく複数の方が、複数回お見かけになったということでした。1例を挙げますと、令和4年1月某日、新飯塚の飲食店Aにおいて、ある事業の担当職員が、当該事業の利害関係者とアルコールを伴う飲食を共にしていたなどという内容でございます。先ほどの課長の答弁によりますと、違反するような事案は発生していないというふうに思慮しておられるということでしたが、まずは速やかに事実確認を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○人事課長

ただいま質問委員からお話があったような事案があったということでございますので、手法は検討いたしますけれども、確認をしたいと思っております。

○上野委員

手法等はお任せいたしますけれども、事実でなければよろしいんですけれども、事実であれば、私自身、最終日での様々な判断に影響がある可能性もありますので、早急に確認していただきますようお願いしておきます。

続いて、作業員の暑さ対策についてお伺いいたします。現場の作業員の職員の皆さん方の暑さ対策は、どのように行っておられるのか、お願いいたします。

○人事課長

作業員を配置する部署では、熱中症を防止できる程度に休憩時間を定めて作業に当たるとともに、各自でファン付きの作業服を着用したり、ドライシャツを着用したりするなど、暑さ対策を講じているところでございます。

○上野委員

作業員の方の暑さ対策に関して何か準備する考えはございますか。

○人事課長

職場における職員の安全と健康を確保するため、安全衛生委員会を設置するとともに、安全に作業する工程を確認したり、暑さ対策を含め、危険または健康障害を防止する措置に関することなどを専門的に検討する専門部会を市役所内で設置をいたしております。その専門部会においては、暑さ対策に必要な用具や作業工程に関する検討も行っておりますので、それらの意見を安全衛生委員会でも取上げ、必要なものにつきましては予算措置等を講ずるなど、職員の安全と健康を確保する職場環境の実現に向け、順次準備してまいりたいと考えております。

○上野委員

先ほどご紹介があったファン付きの作業服も非常に高価なものになると思いますので、ぜひ行政のほうで対応してあげればと思いますので、そこら辺の検討もよろしくをお願いしておきます。

公共施設のネット整備についてお伺いをいたします。市内には様々な公共施設がございますが、現在までどのような公共施設において公衆無線LANが使用できるようになっているのか、お知らせください。

○業務改善・DX推進課長

公共施設での公衆無線LANのサービス提供につきましては、現状におきまして12交流センター、中央公民館、いづかスポーツリゾートテニスコート、穂波福祉総合センターで開始をいたしております。公衆無線LANの主な設置目的といたしましては、情報発信力の強化に加え、地域住民の活発な地域活動の推進、観光客などの利便性向上及び災害時における情報伝達、情報共有手段としての活用等でございます。なお、現在、建設中の新体育館におきましても、供用開始に向けて公衆無線LANの整備を予定しているところでございます。

○上野委員

今、ご紹介をいただいた以外の公共施設について、公衆無線LANをどのように整備していくのか、お考えはどのようにお持ちでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

現在、公衆無線LANを整備している施設以外での公共施設への整備計画等は特にございませんが、整備について検討する必要が生じた際には、各施設の設置目的や公衆無線LAN整備の必要性、費用対効果等を勘案いたしまして、施設所管課と設置に向けて検討していくことになるものと考えているところでございます。

○上野委員

公共施設も様々な種類がございますし、用途や利用される方々も多岐にわたると思えますけれども、公衆無線LANがあれば、先ほどの答弁にもありましたとおり、地域活動の推進や災害時、また、犯罪に巻き込まれた際の情報共有など、幅広い用途で利用されることが想定できます。また、光回線を利用した公衆無線LANは通信状況も比較的安定しており、特に子どもたちや高齢者が集う施設については、重要なインフラとして必須なものではないかと考えます。市民の皆様にも安心して利用していただけるものと思えますし、ぜひ積極的な整備を検討していただくよう要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料を出していただいております。追加資料の79ページ以降に職員の残業時間及び休暇の取得状況に関する調書として出していただいております。まずはこちらからお聞きいたします。まず、残業時間なんですけれど、これを見る限りでは、かなり大きな時間数の方がおられるんですね。81ページに時間外勤務のトップテンと言っているのかどうか分かりませんが、多かった方10名の分を出していただいております。1番多い方は800時間なんです。800時間となると、1時間当たり単価が例えば3千円とすると、これでもう250万円ぐらいになるわけですね。お金もなんですけれど、片一方で、健康のほうが非常に心配される状況となってきます。この800時間という方がおられるかと思うと、本当に少ない方々もおられるわけです。このことを考えると、きちんと平準化をどうやって図るかということが大切になってくるかと思えます。以前もお尋ねしたことがあるんですけど、業務繁忙期等では部長の権限で、例えば課をまたいでいても、部内で人を融通し合うという権限があったかと思えます。昨年度、令和3年度ないし、最近の中で、その権限を使った事例というのはございますか。

○人事課長

令和3年度に、ただいま質問議員申し上げられました部長権限での融通で業務を行った事例がございます。一つは、このコロナワクチン接種、急遽コロナワクチン接種ということになりましたので、その対応で部内融通を行っております。もう一つが、臨時特別給付金、これも同

じくコロナ対応でございますが、ここでも部内融通で職員をその業務に就かせたという事例がございます。

○江口委員

この部長の権限で人を動かす部分に関しては、もっと積極的に使っていただきたいと思うんです。やはりそうしないと、本当トータル800時間もなってくると、体の健康、そして心の健康、はたまた、家庭の健康まで影響を及ぼしかねません。ぜひその点、しっかりとした配慮をしていただきたいと思っています。その点については、人事課のほうもしかりとこういった権限があるよとか、平準化をこうやってやったらどうというのを、ぜひ指導いただきたいと思っています。

あともう1点、休暇の取得状況について出させていただいております。男性の育児休暇がトータルで37日、少しずつは増えてきたのかなと思うんですが、昨今で心配なのがコロナ関連です。陽性になった方、そしてまた濃厚接触者、もしくは家族等でそういった方が発生した場合、そういった場合に関しては、どのような対応になりますか。

○人事課長

飯塚市におきましては、当該職員が新型コロナに感染した場合、また、濃厚接触者となった場合につきましては、特別休暇を取得できる制度といたしております。なお、対象者は会計年度任用職員を含む全ての職員でございます。

○江口委員

では、そういった方々に関しては特別休暇であるので年次有給休暇ではないということですよ。そこを取れという話ではないということですよ。それで、経済部にお聞きいたします。実は、民間企業等々の中で、このコロナウイルス関連での対応について、年次有給休暇を取らされるという話とかがあるんです。それで、この休業手当、年次有給休暇の取得に関しては、国・県の通知はどのようになっていますか。

○商工観光課長

厚生労働省のホームページの厚生労働省、新型コロナウイルスに関するQ&Aにおきまして、令和4年9月2日付で記載されております。また、同様の県のホームページにも新型コロナウイルス感染症に伴う休業命令及び休業手当という形でQ&Aに記載をされています。厚生労働省のQ&Aの内容につきまして、一部を抜粋してご紹介いたします。新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、休業期間中の賃金の取扱いについては労使で十分に話し合っていたいただき、労使が協力して、労働者が安心し、休むことができる体制を整えていただくようお願いいたします。休業期間中の賃金の支払い必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は休業期間中の休業手当を支払わなければならないとされています。

○江口委員

今のお話だと、労使双方で決めるべきものという話がありました。ただ、それが現実的にきちんとできるものかどうかなんです。どうしても、飯塚市の中では、本当に小さい企業さんが多くあります。そういった中で、労働組合もないところというのは本当に多いんですね。そういった中で、労使が双方できちんと決められるのかどうなのか、その点はいかがでしょうか。

○商工観光課長

質問委員が言われましたように、労使の中でいろいろ話し合いにより決めることが、国のQ&Aとかにも示されていますが、まさに使用者の責に帰すべき事由による休業の場合であるかどうかということがポイントではないかと考えられます。厚生労働省のQ&Aでは、新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には使用者の責に帰すべき事由による休業に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありませんとございます。また、感染が疑われる場合につきましても、厚生労

働省のQ&Aでは、新型コロナウイルス感染症に関連して、労働者を休業させ、労働基準法の休業手当の支払いが不要である場合についても、労使の話し合いにより、就業規則等により、休業させたことに対する手当を支払うことを定めていただくことが望ましいというふうに記載されております。また、特別休暇制度を設けている企業もあると考えております。質問委員が言われますように、年次有給休暇制度につきましては、原則として労働者の請求する時期に与えなければならないものでありまして、使用者が一方的に取得させることはできないとなっておりますので、企業側から有給休暇を取得させることはできないものと考えております。

○委員長

決算委員会ですから、あくまでも決算についての質問をお願いいたします。

○江口委員

とすると、企業側が、例えば役所であっても同じなんだけれど、事業主側が一方的に、これで有給休暇でやってくれというのは問題があるというふうに考えてよろしいですか。

○商工観光課長

厚生労働省の先ほどQ&Aにもありますように、企業側から強制的に有給休暇を取得させることはできないものと考えております。

○江口委員

事業主としての市に関しては、きちんと特別休暇で対応していただいているということでございます。ぜひ、労働政策をやるのが商工観光課ですよ。仕事の一環として、ぜひその点、民間企業の中ではそういったところでどんどん有給がそれで潰されると、自分が本当に取りたいときに取れないであったり、もしくは、そういった事例があるんです。ぜひ、そういったことのないように、市のホームページであったりとか、市のSNSであったりとか、市報等々を使って、そういったことに関してはいけないうらやという部分をしっかりと伝えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○商工観光課長

質問委員言われますように、市のホームページ、またSNS等におきましては、現在のコロナ禍におきまして、雇用助成金等の周知等を行ってきました。先ほどから答弁させていただいておりますような内容につきましては、厚生労働省、県の見解につきましては、発信する必要性があるものにつきましては、市のホームページ、またSNS等で発信に努めてまいりたいと思っております。

○江口委員

続けていいですか。

○委員長

決算についての質疑だったらいいですよ。

○江口委員

次に、同じく追加資料の中で、84ページ以降に附属機関に関する調書を出していただいております。3ページにわたって、100もの附属機関ないし、附属機関に類するものの委員構成並びに男女、そして、継続年数等々を出していただいているんですが、まず、男女比についてお聞きいたします。総数でいうと、男女の比率というのは、どの程度になりますか。

○総合政策課長

男女の比率につきましては、男性が64.8%、女性が35.2%になっております。

○江口委員

総数としては、かなり女性の比率が上がってきたのかと思っています。ただ個別で見ると、非常に偏りがある審議会等々もありますので、その点についてはしっかりと努力をしていただきたいと思っております。そのときに考えていただきたいのは、例えば宛て職でとか、推薦を求めるといふふうなところから男性ばかりが出てきて、非常に偏った形になっているんだという

説明を聞くこともあるんですけど、その推薦を求めるときに、前回に男性を出していただいている団体でしたら、ぜひ次のときに、この前は男性を出していただきましたので、次はぜひ女性を出してくださいねというのを、ぜひ投げかけていただきたい。そうやってくると、男女比率とかも変わってくるんだと思っています。

あともう1点が、継続年数なんです。これを見ていると、かなり長期にわたって出ておられる方が見受けられます。また、会長、副会長を見ても、10年以上という方が何名かおられたりするんです。それで、この審議会等々の選出については、何期であったり、何期、何年までとか、そういうふうな内規があったかと思いますが、その点はどうなっておりますか。

○総合政策課長

審議会等の委員の任期につきましては、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程の第5条の2項において、委員の在任期間は通算3期、または6年を超えないものとする。ただし、専門的知識、経験等を有する者で、ほかに適当な者がいない場合、その他特別な事情がある場合は、この限りではないと規定しております。

○江口委員

3期、6年ですね、2年として6年、やはりそのぐらいが適当なんだと思います。ぜひ、各担当の方々におかれましては、委員選出の際にその点を考えた上で、また、そこが変わっていかないと、ある意味、大切な審議することについて知っておられる方々がどんどんどんどん固定された方々だけになってしまいます。ぜひ、委員が変わっていくように、その点は、しっかりやっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

会計年度任用職員について、年次有給休暇の取得状況を伺います。

○人事課長

令和3年度の会計年度任用職員の年次有給休暇につきましては、会計年度任用職員の全ての職員の合計で、付与日数は1万1178日、このうち取得日数は5725日で、取得率は52.2%となっております。

○川上委員

休暇等経伺票に、人事課が記載すべき年次有給休暇の日数が記入されないのは、どういう場合ですか。

○人事課長

年次有給休暇の付与につきましては、人事課がこの付与日数を記載いたしております。付与日数の記載がないという場合につきましては、前年度から引き続き会計年度任用職員として任用されている方で、繰越日数がある場合、これにつきましては、確認作業に時間を要しておりますことから、整理・確認が終わるまでの間は付与日数に記載がないという状況があります。

○川上委員

そういう事情は、当該の会計年度任用職員の方には知らされているんですか。

○人事課長

付与日数の空欄がこうこうこういう理由でという通知というのは、特段行っておりません。

○川上委員

では、その繰越のところが空欄の場合、その会計年度任用職員はどのようなふうに思うんでしょうか。

○人事課長

いろいろ会計年度任用職員によっては異なると思いますが、整理が終わっていないので空欄なんだと思われる方もおられるでしょうし、なぜ空欄なんだろうというふうに疑問を持つ方もお

られるのだろうというふうに推測いたします。

○川上委員

それは職場の不団結とかにつながっていくと思いませんか。

○人事課長

職場のチームワークといいますか、そういったことに影響があるとは思いませんけれども、ただいま申し上げましたように、不安な会計年度任用職員がおられるということであれば、通知等は今後いたしたいというふうに思います。

○川上委員

休暇等経何票にある休暇理由を書く欄は、労働基準法の立場からして削除してしかるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

川上委員、残り質疑時間が1分を切っておりますので、よろしく願いいたします。

○人事課長

ただいま質問委員が申されましたとおり、年次有給休暇の取得経何票の中には理由を記載するところを設けておりますが、ここは任意的に利用の目的を記載していただいております。一般的にこれを記載しなければならないということではございません。しかしながら、この年次有給休暇制度はこの理由を記載する欄を設けております。このことをもって、この年次有給休暇制度の趣旨に反するものではないというふうに解されております。中には、具体的に理由をあえて書かれている職員もおられます。このような場合には、所属長が当該職員を心配して声かけを行い、対応する場合もございますことから、この理由欄につきましては、そのまま、これまでどおり記載できるものとし、改めまして、理由の記載が必須ではないということを職員に通知したいというふうに考えております。

○川上委員

労働基準法第39条で、年次有給休暇について、労働者の権利としてどういうふうに書いていますか。

○人事課長

労働基準法第39条の規定には、第1項におきまして、使用者は一定の期間以上、継続勤務をした労働者に対し、有給休暇を与えなければならないこと。第2項におきまして、年次有給休暇の日数の付与日数のこと。第3項におきまして、通常の労働者に比して、労働日数が少ない労働者等の年次有給休暇の付与日数に関すること。第4項におきまして、時間を単位に有給休暇を与えることができること。第5項におきまして、使用者は労働者の要求する時期に有給休暇を与えなければならないこと。第6項におきまして、有給休暇を与える時期に関する定めをしたときは、5日を超える部分について、第5項の規定にかかわらず、有給休暇を与えることができること。第7項におきまして、使用者は有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時期を指定して与えなければならないこと。第8項におきまして、第7項の規定にかかわらず、第5項または第6項の規定により、第1項から第3項までの規定による有給休暇を与えた場合、当該与えた有給期間の日数分については、時期を定めることにより、与えることを要しないこと。第9項におきまして、使用者は有給休暇の期間、または有給休暇の時間に対し、賃金を支払わなければならないこと。第10項におきまして、労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業した期間及び育児休業、介護休業、産前産後休業を取得した期間は出勤とみなすことと規定をされております。

○川上委員

使用者側が労働者に、その日は困るので別の日に休むようにという季節を決めることができますか。

○人事課長

特段、使用者がこの日をいうことを定めることはできませんが、時期変更権はございます。

○川上委員

その時期変更権を行使するには、こういった手続が必要ですか。

○人事課長

時期変更権を行使するに当たっては、使用者は労働者の意見を聴取しなければならない。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時期になるように聴取した意見を尊重するよう努めなければならないとなっております。

○川上委員

そうすると、労働者の意見を聴取する行為と、経伺票にある理由を書く、あるいは書かせる行為とは同一ですか。

○人事課長

それは異なるものと考えております。

○川上委員

そうすると、権限もなく、理由もなく年次有給休暇の理由を問うという行為は問うこと自身がプライバシーの侵害及び労働基準法の――。

○委員長

川上委員、質疑時間が終了しましたので、まとめていただきますようお願いいたします。

○川上委員

権利という観点からすると、ふさわしくないのではないかと。上司が、あるいは先輩が細かく何とかのため何とかのためと書いたりすれば、部下だとか、あるいは後輩の方々は、書きませんとか、しょうがないから所用のためとか書いてしまうのではないですか。それは場合によって、虚偽記載を醸し出すかもしれない。職員を駄目にしてしまうかもしれないんですよ。だから、どうしてもやめてもらいたいということを、やめられるんだからやめてください。お願いします。

○委員長

要望でいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について全ての質疑を終結いたしました。

なお討論、採決につきましては、保留して、財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。

また、特別会計の審査におきましても、討論、採決は、同じ運営をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 51

再 開 15 : 00

委員会を再開いたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、会計ごとに行います。

まず、「認定第2号 令和3年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括して質疑を許します。江口委員の質疑は取下げがっております。

質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 令和3年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(発言する者あり)

川上委員は発言時間が終了しておりますのでご了承願います。

(発言する者あり)

みんなで決めたルールですから、お願いいたします。

(発言する者あり)

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 令和3年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようで――

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 15:02

再 開 15:04

委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 令和3年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 令和3年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 令和3年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 令和3年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 令和3年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書」に対する質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入りますが、討論・採決は会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 令和3年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定」に、反対の立場から討論を行います。

委員長が、質疑はありませんかと問うので、私は手を挙げるわけですが、発言時間がないからと、質疑を認めないのは、議会のチェック機能を弱めるものだと思います。

2021年度は、新型コロナパンデミック2年目、無投票当選の片峯市長、2期目の最初の予算と、それに続く補正がありました。日本共産党は、当初予算を審査する3月議会で、その前の1年間の新型コロナ対策をめぐる論戦を踏まえて、ごみ袋代の引下げ、学校給食費半額助成、保育料の無料化など、市民の命と暮らしを応援する提案をしました。今年度は、学校給食費の無償化を提案したわけです。

今回決算を審査する視点は3つです。第1は、市民の暮らしの応援の視点です。国の臨時交付金を、そのメニューに従って、どう活用するかに追われ、高齢者と子どもをはじめ、市民の命と健康、暮らしを守る、きめ細やかで柔軟な対策のための市独自の財政出動は、いざというときのための基金が過去最高水準にありながら、極めて弱いものがあります。誰1人取り残すことがないように、しっかりした支援制度をつくるとともに、作成した様々な支援制度の利活用の案内も丁寧にサポートする必要があります。この場合、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度など、市独自でない支援策の紹介も進める必要があります。

第2は、無駄遣いをチェックする視点です。57億円もの新体育館、36億円ものオートレースメインスタンドをはじめ、老朽化が進んだ、借金できる期間が迫っているなどと、市民へのまともな説明もなく、議会多数派に頼って押し切る傾向が大きく進んでいます。

第3は、清潔で透明な市政運営の視点です。大型事業関連をめぐる政治家、行政、業者の癒着の疑惑、累積補助金5億800万円の部落解放同盟ほか、累計委託料6億6300万円の委託業者、人権ネット飯塚、2021年度だけでも人件費の推定で2300万円、単純に16年を掛けると、3億6800万円という数字が出てくる人権教育啓発関係の地域活動指導員、市役所のOBを含めた人事交流など、その不透明な関係による市政への影響も深刻です。こういう市民のSOSをまともに聞かず、置き去りにする姿勢があってはなりません。

最後に私は、住民の皆さんと協働して、安心して暮らせる福祉のまちづくりへ、市政の流れを大きく切り替えるために頑張る決意を表明し、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和3年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 令和3年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第2号 令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」に、反対の立場から討論を行います。

高過ぎる国民健康保険税、納入できなければ、あるいは滞れば、1年間通用する保険証を取り上げるやり方は、市民の受診を抑制させることにつながるものです。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 令和3年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和3年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第3号 令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」に、反対の立場から討論を行います。

高過ぎる介護保険料に市民は苦しんでおり、今回決算の認定には反対です。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 令和3年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和3年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第4号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」に、反対の立場から討論を行います。

この医療制度は、75歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、そもそも制度設計を認めることができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 令和3年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第5号 令和3年度小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」に、反対の立場から討論を行います。

公営ギャンブルにはなじまない業務の民間一括委託がある上に、観覧席メインスタンド整備の36億円をかける事業に関する支出があり認められません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 令和3年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 令和3年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 令和3年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第7号 令和3年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」に、反対の立場から討論を行います。

移転新築事業について不明な点が多々ありましたが、時間の関係で質問はできませんでした。究明できませんので、同意できません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 令和3年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和3年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 令和3年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和3年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第9号 令和3年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

鯉田工業団地は、その造成工事をめぐる不透明な事態がまだ究明されていません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 令和3年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和3年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 令和3年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第11号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」に、反対の立場から討論を行います。

民間委託によって、子どものために特に充実したということはなく、新型コロナ流行に苦しむ子どもたちを励ますしっかりした支援は工夫がありません。国の臨時交付金を活用さえせずに、給食費の無償化も実施がありません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。9月定例議会中に決算審査を実施し、限られた時間の中ではございましたが、充実した審査内容であったと思います。不規則発言もありましたが、委員の皆様のご協力によりまして、2日間で審査を終えることができました。ありがとうございました。執行部の皆様におかれましても、通常業務繁忙の中、短い時間で資料作成から答弁準備まで対応していただき、本当にご苦労さまでした。さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望がございましたが、執行部におかれましてはこの意を組んでいただき、来年度の当初予算や今後の施策等への反映について、十分に検討・協議していただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のため、より一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、令和3年度決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。